

平成 17 年度施策の事後評価書

（重点的評価対象施策）

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 1 - (1)	評価年月	平成 18 年 4 月
施 策 名	地球温暖化対策	担当部局	地球環境局
		評 価 者	地球温暖化対策課長 梶原 成元

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	1 章	地球規模の大気環境の保全
施策(節)	1 節	1 地球規模の大気環境の保全	施策(節)	1, 2 節	地球温暖化対策 他
その他関連する個別計画			京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定)		

施策について

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策の 目 標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	京都議定書により、2008 年から 2012 年の温室効果ガスの排出量を、基準年(1990 年、代替フロン等 3 ガスについては 1995 年)比 6%削減するとともに、米国や中国、インドなどの途上国を含むすべての国が参加する実効ある枠組みが構築されるよう国際協力や経験交流に努めることにより、温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減へと導く。				
	予算 動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
		金額(単位:千円)	6,761,797	13,137,559	24,418,795
		一般会計	761,747	637,459	583,157
		特別会計	6,000,050	12,500,100	23,835,638
		< 備考 >			

施策の目標に対する総合的な評価

指 標 名	単 位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目 標 値	H20 ~ 24 年度の平均
温室効果ガスの総排出量	万トン (CO ₂ 換算)	13 億 5,800 (計算方法修正後)	13 億 5,500 (計算方法修正後)	調査中(H19.5)		11 億 6,300(目標計画ベース) (森林吸収源、京都メカニズムによる削減量の控除後)(根拠:目標達成計画)
排出量の計算方法は、毎年改良を加えているところ。基準年値・目標値(目標計画ベース)は、H16 年度時点での方法により、H15、16 年度の値(計算方法修正後)は、H18 年度時点での方法により記載しており、両者の値は相違している。						
政府全体の温暖化対策については、京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定)に基づき、関係省庁が連携して取組を進めている。また、政府の実行計画に基づき、政府自らの事務及び事業から排出される温室効果ガスを平成 18 年度までに 13 年度比で 7%削減することを目標として、各省庁において計画的に取組を進めている。						
環境省は、石油特別会計を活用して再生可能エネルギーの集中的な導入支援のような石油代替エネルギー・省エネルギー対策を推進し、費用効果的なエネルギー起源二酸化炭素の削減に一定の進展がみられたが、平成 16 年度の排出量は、基準年総排出量と比べて 7.4%増加しており、京都議定書の目標の基準年総排出量比マイナス 6%とは、13.4%の乖離がある。このままでは、京都議定書の 6%削減約束の達成は容易ではなく、計画の確実な達成に向けて施策の一層の強化など対策の加速化が必要である。						
また、環境税については、与党税制改正大綱において、「平成 20 年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ」検討することが明記され、「既存税制との関係等に考慮を払いながら、総合的に検討する」とされ、一定の進展が見られた。						
国際的には、平成 17 年 11 月から 12 月にかけてカナダ・モントリオールで開催された気候変動枠組条約第 11 回締約国会議(COP11)及び京都議定書第 1 回締約国会合(COP/MOP1)での成果として、将来の行動にかかる対話プロセス等が開始されたところであり、我が国もこれらのプロセスに積極的に参加している。また、条約に基づく交渉プロセスに加え、気候変動問題に関する日米セミナー、日中、日印セミナー、アジア太平洋地域セミナーを開催している。また、アジア太平洋地球変動ネットワーク(APN)の枠組みを活用して、アジア太平洋地域における地球変動研究と政策決定の連携を促進している。						

残された課題・新たな課題

- 地球温暖化対策推進本部において、平成 17 年度に講じた個々の地球温暖化対策・施策の進捗状況等を点検し、京都議定書の 6%削減の達成が可能かどうかの検証を行うこと。
- 特に二酸化炭素の排出量が増加している業務・家庭部門を中心とした更なる取組強化。
- 国際的な地球温暖化対策の実効性の確保に向け、京都議定書第 1 約束期間後の 2013 年以降における全ての国が参加する実効ある枠組みの構築。

今後の取組

- 個々の地球温暖化対策・施策の進捗状況等について、点検を着実に行う。平成 19 年度には、個別の対策が目標どおりに進んでいるか、また、全体として 6%削減の達成が可能かどうかの検証を厳格に行い、京都議定書目標達成計画の定量的な評価・見直しを行う。
- 業務・家庭部門における取組については、省エネ機器の普及や住宅・建築物の断熱性能の向上、ライフスタイルの変革に関する普及啓発等による排出抑制対策に引き続き取り組む。
- 国際的には、気候変動枠組条約の下での交渉を中心に、G8 や各国との対話等も活用し、全ての国が参加する実効ある枠組みの構築に向けた取組を積極的に進めていく。
- 京都メカニズム、排出量取引などの市場メカニズムを活用した排出削減、政府の率然的取組、次期取組に関する国際交渉などについて機構・定員要求を図る。

施策の 方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の 施策の 方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	、

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1		2008 年から 2012 年のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、1990 年比で基準年総排出量の 0.6%相当分の増加に抑制し、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく 1.2%相当分削減する。					
指標の名称		エネルギー起源二酸化炭素の排出量 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量					
指標年度・単位		単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標 値	H20～24 年度の平均
指標		トン (CO2 換算)	11 億 9,600 万 (計算方法修正後)	11 億 9,600 万 (計算方法修正後)	調査中(H19.5)		10 億 5,600 万 (目達計画ベース)
			1 億 3,790 万 (計算方法修正後)	1 億 3,920 万 (計算方法修正後)	調査中(H19.5)		1 億 2,400 万 (目達計画ベース)
目標を設定した 根拠等		基準年	1990 年	基準年の値	10 億 4,800 万 t(目達計画ベース) 1 億 3,900 万 t(目達計画ベース)		
		根拠等	京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定)				
達成状況		平成 16 年度のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、11 億 9,600 万トンであり、これは基準年排出量と比べて 13.0%増加している。 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量は、1 億 3,920 万トン(CO2 換算)であり、基準年排出量と比べて 7.9%減少している。 政府全体の地球温暖化対策については、内閣に置かれた地球温暖化対策推進本部を中心に行われている。同本部においては、毎年度の進捗状況の点検、平成 19 年度の定量的な評価・見直しを通じ、必要に応じて対策・施策を強化することにより、6%削減約束の確実な達成を図ることとしている。平成 17 年度の進捗状況の点検結果については、本年夏に公表される見込み。 環境省においては、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減対策を、石油特別会計を活用して行っている。平成 17 年度においては、新たに温暖化防止国民運動事業や、自主参加型の排出量取引の事業を行った。また、平成 17 年通常国会において、地球温暖化対策推進法の改正(平成 18 年 5 月)を行い、温室効果ガスの算定・報告・公表制度を導入した。 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出削減については、廃棄物の焼却量や最終処分量の削減、廃棄物焼却施設における燃焼の高度化などの取組を進めた。					

下位目標 2		2008 年から 2012 年の代替フロン等 3 ガスの排出量を、1995 年比で基準年総排出量の 0.1%相当分程度の増加に抑制する。					
指標の名称		代替フロン等 3 ガスの排出量					
指標年度・単位		単位	H15 年	H16 年	H17 年	目 標 値	H20～24 年の平均
指標		トン (CO2 換算)	2,350 万 (計算方法修正後)	1,910 万 (計算方法修正後)	調査中(H19.5)		5,100 万 (目達計画ベース)
目標を設定した 根拠等		基準年	1995 年	基準年の値	5,000 万(目達計画ベース)		
		根拠等	京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定)				
達成状況		平成 16 年の代替フロン等 3 ガスの排出量は、1,910 万トン(CO₂換算)であり、基準年排出量と比べて 62.6%減少している。現時点では排出量の削減が進んでいるが、今後オゾン層破壊物質である HCFC から代替物質である HFC への転換等により排出量が増加する見込みとなっている。 今後 HFC の排出が急増すると見込まれる業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収を徹底するため、フロン回収破壊法の改正法案を平成 18 年通常国会に提出(平成 18 年 3 月 7 日、6 月 2 日成立)した。					

下位目標 3		全都道府県に都道府県地球温暖化防止活動推進センターを設置するとともに、地球温暖化防止活動推進員の登録者数を 4,000 名程度とする。					
指標の名称		センターの設置数 推進員委嘱者数					
指標年度・単位		単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H17 年度
指標		箇所	22	36	41		47
		人	3,018	3,130	4,247		4,000
目標を設定した 根拠等		基準年	-		基準年の値	-	
		根拠等	-				
達成状況		センターの設置数は毎年着実に増加しており、目標値に近づいているが、平成 17 年度中という目標には及ばなかった。しかし、未設置の自治体については、今後も速やかに設置するよう働きかけていく。 推進員委嘱者数は目標値を達成した。地球温暖化対策の推進を図るための住民活動がより推進されることが期待される。 また、各地の都道府県地球温暖化防止活動推進センターでシンポジウム等の各種イベントが開催され、国民への実践活動の意識付け等が効果的に図られた。					

下位目標 4		我が国における京都メカニズム(CDM・JI・排出量取引)活用のための体制整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速させることにより、国内排出削減対策及び吸収源対策に最大限努力してもなお京都議定書の約束達成に不足する差分(基準年総排出量比 1.6%)に相当するクレジットを獲得する。					
指標の名称		クレジット取得量					
指標年度・単位		単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目 標 値	H24 年度までの累積量
指標		トン (CO2 換算)	クレジット取得の制度はまだ運用が開始されていない。				約 1 億 (第 1 約束期間の 5 年間で割ると、約 2,000 万/年)
目標を設定した 根拠等		基準年	-		基準年の値	-	
		根拠等	京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定)				
達成状況		京都メカニズム推進・活用会議において、平成 17 年度には 26 件の CDM/JI 事業について日本政府承認を行った。 CDM/JI の有望な案件を発掘するため、24 件の実施可能性調査を実施した。 経済産業省と共同で国別登録簿の整備・運用を行った。 途上国等における CDM/JI 受入体制を整備するため、CDM/JI に関する途上国等人材育成支援事業を実施したほか、本省等において、ホームページ等を通じて事業者に対する情報提供を行った。 地球温暖化対策推進法等の改正法案の平成 18 年通常国会への提出(平成 18 年 2 月 10 日、5 月 31 日成立)、クレジットの取得に必要な予算の確保等により、政府によるクレジット取得の制度を整備した。					

下位目標 5		京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である 1,300 万炭素トン (3.8%)を確保する。					
指標の名称		温室効果ガスの吸収量					
指標年度・単位		単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目 標 値	H20 ～ 24 年度の平均
指標		トン (CO2 換算)	現在、森林・緑地等における吸収量の報告・検証体制構築に向けた検討を行っているところ。				4,767 万 (1,300 万炭素トン)
目標を設定した 根拠等		基準年	-		基準年の値	-	
		根拠等	京都議定書目標達成計画 (平成 17 年 4 月閣議決定)				
達成状況		我が国の森林の温室効果ガス吸収量を正確かつ十分に計上し、森林吸収量 1,300 万炭素トン (3.8%)を確保するため、IPCC (気候変動に関する政府間パネル) の良好手法指針に則し、平成 17 年 8 月、土地利用、土地利用変化及び林業分野に係わる試行的な条約インベントリ報告書を条約事務局へ提出するとともに、森林・緑地等における吸収量の報告・検証体制の構築に向けた検討を行った。					

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

【必要性】

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。我が国は、平成 17 年 2 月に発効した地球温暖化対策のための唯一の国際的な枠組である京都議定書を締結しており、6%削減約束を達成する国際的な責任を負っている。

この約束を確実に達成するため、国は、地方公共団体、事業者、国民、それぞれの役割に応じた取組を促す多様な政策手段を、その特徴を活かしながら、有効に活用する必要がある。

【有効性】

平成 16 年度における我が国の温室効果ガス排出量は基準年比で 7.4% 上回っており、計画の確実な達成に向けて施策の一層の強化など対策の加速化が必要。

特に、エネルギー起源二酸化炭素については、平成 16 年度で基準年比 13.0% も増加しており、十分な対策効果が現れておらず、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組が求められる。一方、非エネルギー起源二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素及び代替フロン等 3 ガスの排出抑制については、基準年排出量を下回っており、一定の対策効果が現れている。

また、都道府県センターの設置数については目標年度内の達成は出来なかったが、地球温暖化防止活動推進員の登録者数とともにその数は着実に増加している。

京都メカニズムについては、クレジットの取得経費を平成 18 年度予算に計上するとともに、割当量の口座簿の整備などを行う地球温暖化対策推進法等の改正を行い、その本格的な活用のための制度的枠組みが整備された。

森林吸収源対策については、森林における温室効果ガスの吸収量の報告・検証体制の構築に向けた検討を進めている。

【効率性】

平成 17 年度における、政府の地球温暖化対策予算のうち、6%削減約束の達成に直接の効果のあるものは 4,803 億円であり、このうち環境省の予算は 209 億円である。環境省においては、石油特別会計を活用して、費用対効果の高いものを中心にエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策を推進している。平成 17 年度には、費用対二酸化炭素削減効果の高い自主参加型の排出量取引の事業や、他地域への波及効果が高く、二酸化炭素削減効果が大きいと見込まれる再生可能エネルギー高度導入地域整備事業などの施策を新規に実施した。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

- 目標体系の見直しにより、昨年度評価書の目標と下位目標 を統合・整理した。また、下位目標 1、2 を統合・整理して今回新たに下位目標 1 とし、下位目標 4、5 を統合・整理して今回新たに下位目標 3 とした。なお、その他下位目標の表現についても見直しを図った。
- 現在、温室効果ガス排出量の計算方法の見直しを行っている。よって、本評価シート内の指標の値は、昨年度までの指標の値とは相違している。

< 内閣としての重要施策等 >

- 施政方針演説：第 156 回国会（平成 15 年 1 月 31 日）
第 159 回国会（平成 16 年 1 月 19 日）
第 162 回国会（平成 17 年 1 月 21 日）
第 164 回国会（平成 18 年 1 月 20 日）
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003（平成 15 年 6 月 27 日）
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004（平成 16 年 6 月 4 日）
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005（平成 17 年 6 月 21 日）
- 主な関係省庁：経済産業省・国土交通省・農林水産省

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号） ○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額（千円）	H17 当初	H18 当初	H19 反映
目標	気候変動枠組条約・京都議定書拠出金	17,281	24,437	↑
	地球温暖化対策推進法施行推進経費	1,922	4,376	→
	事業者排出削減対策促進経費	8,409	5,500	→
	温室効果ガス排出量・吸収量管理体制整備費	236,272	200,022	↑
	環境税導入の対策効果及び経済活動への影響に関する検討調査費	20,800	10,000	→
	バイオマスエネルギー等中核的温暖化対策技術戦略策定調査費	-	-	新
	次期国際枠組に対する日本イニシアティブ推進経費	-	-	新
	日米気候変動問題セミナー実施事業費	18,438	18,438	×
	地球温暖化対策に係る次期枠組検討調査費	26,943	30,904	×
	アジア地域の主要排出国との気候変動問題セミナー実施事業費	11,729	11,729	×
1	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業（一般・特会）	99,085	104,819	→
	温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業（特会）	3,000,000	2,760,000	→
	国内排出量取引推進事業（特会）	200,000	200,000	↑
	地方公共団体率先対策補助事業（特会）	2,040,000	1,645,000	→
	温暖化防止活動支援事業（特会）	3,750,000	3,630,000	↑
	地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター（起業支援）事業（特会）	840,000	1,023,000	→
	環境省実施計画目標達成経費	-	21,480	×
	超低硫黄軽油導入普及に係る設備省エネ化等補助事業（特会）	197,000	197,000	×
	地球温暖化対策技術開発事業（競争的資金）（特会）	2,676,042	2,715,874	↑
	地域協議会対策促進事業（特会）	250,000	280,000	→
	再生可能エネルギー高度導入地域整備事業（特会）	750,000	750,000	→
	業務部門二酸化炭素削減モデル事業（特会）	200,000	150,000	↑
	主体間連携モデル推進事業（特会）	600,000	540,065	→
	ソーラー・マイレージクラブ事業（特会）	-	30,000	→
	街区まるごと CO ₂ 20%削減事業（特会）	-	400,000	↑
	メガワットソーラー共同利用モデル事業（特会）	-	400,000	↑
	国立環境研究所による技術開発事業（特会）	200,000	200,000	→
	廃棄物処理施設における温暖化対策事業費（特会）	1,505,000	1,505,000	↑
	地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業（特会）	2,400,000	2,040,000	↓
	地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業（特会）	1,000,000	1,500,000	↑
	21 事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素自主管理促進事業（特会）	50,000	40,000	×
	22 エコ燃料実用化地域システム実証事業費（特会）	-	-	新
	23 エコ燃料利用促進補助事業（特会）	-	-	新
	24 クールシティ中核街区パイロット事業（特会）	-	-	新
	25 省 CO ₂ 型都市づくりのための面的対策推進事業（特会）	-	-	新
	26 自動車使用合理化推進事業（特会）	-	-	新
	27 風力発電施設に係る適正整備推進事業（特会）	-	-	新
	28 温暖化防止・地域再生融資促進事業（特会）	-	-	新
	29 環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業（特会）	-	-	新
	30 コミュニティ・ファンドを利用した環境保全活動推進事業（特会）	-	-	新

2	オゾン層保護法・フロン回収破壊法施行事務費(再掲: -1-(2))	-	-	→
	業務用冷凍空調機器フロン回収強化推進費(再掲: -1-(2))	-	-	↓
	ノンフロン化推進方策検討調査費(再掲: -1-(2))	-	-	↑
	代替フロン等 3 ガス排出抑制対策強化対策推進費(再掲: -1-(2))	-	-	新
	省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業(特会)	200,000	200,000	→
3	温暖化防止活動支援事業(特会)(再掲:下位目標1)	-	-	↑
	地方公共団体率先対策補助事業(特会)(再掲:下位目標1)	-	-	→
4	京都メカニズム運営等経費	77,829	60,000	↑
	CDM/JI 事業調査(一般・特会)	642,381	640,155	↑
	京都メカニズムクレジット取得事業(一般・特会)	-	2,558,000	↑
	CDM/JIに関する途上国等人材育成支援事業(特会)	300,000	300,000	→
	経済移行国における天然ガス輸送の高効率化支援事業(特会)	150,000	250,000	→
5	森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費	52,876	47,000	→

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
目標 ~	他の予算事項と統合するため、終期となる。	当該事業に係る予算を拡充するとともに、目標 - に統合し、一体的に事業を実施することで、よ り効果的に運用していく。
1 -	当初の計画通り1年間で事業を廃止とするもの。	代替案、他の事業との統合等は考えていない。
1 -	当初の計画通り3年間で事業を廃止とするもの。	代替案、他の事業との統合等は考えていない。
1 - 21	消費者が商品を選択する際、容易に CO ₂ 排出量 が把握出来るデータベースを作成し、試験運用を 開始するため、特別会計による事業は、予定どお り終了する。	左記のデータベースについては、今後は2- 国 等におけるグリーン購入推進等経費の中で運 営・拡充を図っていく予定である。

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 1 - (1) 地球温暖化対策	目 標
指標名	温室効果ガスの総排出量	
指標の解説	毎年、気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値。	
評価に用いた 資料等	日本国温室効果ガスインベントリ報告書(2006 年 8 月)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	経済成長率、鉱工業生産指数、貨物輸送量、業務床面積 等
-------------------	-----------------------------

施策番号 及び施策名	- 1 - (1) 地球温暖化対策	下位目標 1
指標名	エネルギー起源二酸化炭素の排出量 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量	
指標の解説	, 毎年気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値。	
評価に用いた 資料等	日本国温室効果ガスインベントリ報告書(2006 年 8 月)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	経済成長率、鉱工業生産指数、貨物輸送量、業務床面積 等 セメント生産量、家畜飼育頭数 等
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 1 - (1) 地球温暖化対策	下位目標 2
指標名	代替フロン等 3 ガスの排出量	
指標の解説	毎年、気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値。	
評価に用いた 資料等	日本国温室効果ガスインベントリ報告書(2006 年 8 月)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	経済成長率 等
-------------------	---------

施策番号 及び施策名	- 1 - (1) 地球温暖化対策	下位目標 3
指標名	センターの設置数 推進員委嘱者数	
指標の解説	都道府県地球温暖化防止活動推進センターとして設置された箇所。 地球温暖化防止活動推進員として委嘱された者の総数。	
評価に用いた 資料等	地球温暖化対策の推進に関する施策の実施状況等調査の結果	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 1 - (1) 地球温暖化対策	下位目標 4
指標名	クレジット取得量	
指標の解説	日本国国別登録簿上の政府保有口座内のクレジット量	
評価に用いた 資料等	日本国国別登録簿	



指標に影響を 及ぼす外部要因	国際情勢 等
-------------------	--------

施策番号 及び施策名	- 1 - (1) 地球温暖化対策	下位目標 5
指標名	温室効果ガスの吸収量	
指標の解説	森林等による温室効果ガスの吸収量	
評価に用いた 資料等	-	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 2	評価年月	平成 18 年 4 月
施 策 名	大気環境の保全	担当部局	水・大気環境局
		評 価 者	総務課長 森谷 賢

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	2 章	大気環境の保全(地球規模を除く)
施策(節)	1 節	2 大気環境の保全(地球規模を除く)	施策(節)	全節	-
その他関連する個別計画		ヒートアイランド対策大綱(平成 16 年 3 月 1 日策定)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る規制等大気環境に関する対策を講じ、環境基準の達成・維持等を図ることにより、人の健康を保護するとともに生活環境を保全する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > H17 年度の予算額の減少は、大気環境監視に係る国庫補助の廃止の影響等による。
	金額(単位:千円)	3,338,780	3,148,158	2,567,949	
	一般会計	3,338,780	3,148,158	2,567,949	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

○ 全国の大気環境基準の達成状況については、自動車排出ガス測定局において、二酸化窒素については 89.2%、浮遊粒子状物質については 96.1%に改善し、一般環境大気測定局においては二酸化窒素の大気環境基準達成率が 100%となる等、各種の施策の成果が着実に現れている(数値はいずれも平成 16 年度)。 ○ 一方で、光化学オキシダントの大気環境基準達成状況は極めて低い。また、中央環境審議会自動車排出ガス総合対策小委員会において自動車 NOx・PM 法に基づく施策の中間点検を実施したところ、平成 17 年 12 月の中間報告において、大都市圏を中心に、環境基準を達成しない測定局が依然として残っているとの指摘を受けるなど、大気環境に係る課題は未だに残っており、その成果は十分ではない。 ○ 有害大気汚染物質は優先取組物質を中心にマニュアル等に基づきモニタリングが行われているが、優先取組物質以外の測定データが少なく等不十分な点もある。 ○ これまで未規制であったオフロード特殊自動車については、排出ガス規制のための法整備を行うなど新たな取組を開始した。 ○ 騒音・振動・悪臭に係る苦情件数がここ数年増加傾向にあることから、期待する成果が得られていない。 ○ ヒートアイランド対策について、新宿御苑をモデルとした調査など、同大綱に基づいた対策の推進が図られているが、地方公共団体における取組は十分とは言えない。	
--	--

残された課題・新たな課題

○ 光化学オキシダントの大気環境基準達成を向上させる。 ○ 大都市圏を中心とした大気汚染についての、流入車対策や局地汚染対策の検討。 ○ 優先取組物質以外の有害大気汚染物質の測定データが少なく、多数の物質の測定方法が未確立。 ○ オフロード特殊自動車におけるメーカーが指定した燃料以外の燃料の使用抑制。 ○ 近年の騒音・振動・悪臭の苦情傾向に対応した対策の実施。 ○ 地方公共団体等におけるヒートアイランド対策に向けた取組の促進等。
--

今後の取組

○ 光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物の排出抑制対策を推進する(平成 18 年度から法規制を開始)。 ○ 自動車排出ガス総合対策の在り方について、中央環境審議会で審議が行われており、その結果を踏まえ、追加施策を検討する。 ○ 有害大気汚染物質について、測定方法の開発、モニタリングの推進に取り組む。 ○ オフロード特殊自動車に対する適正燃料の使用等について指針を作成し指導する。またその対策等のために定員を要求する。 ○ 大気生活環境の保全に関して、最近の苦情傾向や国際動向等を踏まえ、建設作業場規制を始めとした施策の更なる拡充を図る。 ○ ヒートアイランド現象の環境影響の調査等に引き続き取組むと共に、ヒートアイランド対策について、同大綱に盛り込まれた人工排熱の削減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、ライフスタイルの改善といった各種対策のさらなる拡充を図る。
--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1		固定発生源からの大気汚染に関し、規制や自主取組の促進など多様な措置を講じ、大気汚染に係る環境基準等の達成・維持を図る。																	
指標の名称		全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準等達成率(%) 二酸化いおう ベンゼン アクリロニトリル 一酸化炭素 トリクロロエチレン 塩化ビニルモノマー 浮遊粒子状物質 テトラクロロエチレン 水銀 二酸化窒素 ジクロロメタン ニッケル化合物 光化学オキシダント																	
指標年度・単位		単位	H14 年度	H15 年度	H16 年度	目標値	H - 年度												
指標		%	99.8	99.7	99.9		100												
		%	100	100	100		100												
		%	52.5	92.8	98.5		100												
		%	99.1	99.9	100		100												
		%	0.3	0.1	0.1		100												
		%	91.7	92.2	94.5		100												
		%	100	100	100		100												
		%	100	100	100		100												
		%	99.7	100	100		100												
		%	100	100	100		100												
		%	100	100	100		100												
		%	100	100	100		100												
		%	97.1	97.4	98.2		100												
目標を設定した根拠等		基準年	-		基準年の値	-													
		根拠等	大気汚染に係る環境基準について(昭和 48 年環告 25) 二酸化窒素に係る環境基準について(昭和 53 年環告 38) ～ ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について(平成 9 環告 4 ～ 中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第 7 次答申)」 (平成 15 年 7 月)																
達成状況		○全国的に概括すると、環境基準等の達成状況は改善傾向にある。 ○ただし、浮遊粒子状物質等について、大都市圏等においては近年も未だに環境基準が達成されていない地域があり、更に改善を図る必要がある。 ○光化学オキシダントの環境基準達成率は依然として低い。 ○有害大気汚染物質については、ベンゼン及びニッケル化合物の環境基準等超過地点の割合は前年度に比べ改善しており、平均濃度も改善傾向にある。その他の物質については、全ての地点で環境基準等を満たしていた。 <table><tr><td>平均濃度</td><td>H14</td><td>H15</td><td>H16</td></tr><tr><td>ベンゼン(μg/m³)</td><td>2.0</td><td>1.9</td><td>1.8</td></tr><tr><td>ニッケル化合物(ng/m³)</td><td>6.1</td><td>5.9</td><td>5.9</td></tr></table> ○大気中へのアスベスト飛散防止対策については、平成 17 年度に大気汚染防止法及び政省令を改正し、建築物等の解体等作業における対策を拡充・強化した。また、大気環境中濃度の緊急モニタリング調査を行った。						平均濃度	H14	H15	H16	ベンゼン(μg/m³)	2.0	1.9	1.8	ニッケル化合物(ng/m³)	6.1	5.9	5.9
平均濃度	H14	H15	H16																
ベンゼン(μg/m³)	2.0	1.9	1.8																
ニッケル化合物(ng/m³)	6.1	5.9	5.9																

下位目標 4		騒音に係る環境基準の達成率を向上させ、騒音・振動・悪臭公害を減少させることにより、良好な生活環境を保全するとともに、光害対策に対する各主体の関心・理解を深める。																																																																																																																													
指標の名称		騒音に係る環境基準達成状況(一般地域) 騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域) 航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース(地方公共団体が測定した結果を集計)) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース(地方公共団体が測定した結果を集計)) (参考)騒音に係る苦情件数 (参考)振動に係る苦情件数 (参考)悪臭に係る苦情件数 (参考)スターウォッチングネットワーク参加者数																																																																																																																													
指標年度・単位		単位	H14 年度	H15 年度	H16 年度	目標値	H - 年度																																																																																																																								
指標		%	73.8	72.5	73.9		100																																																																																																																								
		% (千戸)	80.1 (評価対象:1934)	80.7 (評価対象:2395)	81.4 (評価対象:2663)		100 (H21 年度)																																																																																																																								
		%	71.4	72.7	71.8		100																																																																																																																								
		%	39.7	37.5	39.6		100																																																																																																																								
		件	15,461	15,928	16,215		-																																																																																																																								
		件	2,614	2,608	3,289		-																																																																																																																								
		件	23,519	24,587	19,657		-																																																																																																																								
		人	12,999	10,535	11,478		-																																																																																																																								
目標を設定した根拠等		基準年	-		基準年の値	-																																																																																																																									
		根拠等	騒音に係る環境基準について(平成 10 年環告 64) 航空機騒音に係る環境基準について(昭和 48 年環告 154) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和 50 年環告 46)																																																																																																																												
達成状況		○環境基準の達成状況はほぼ横ばいであるが、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況については、依然未達成の地点は多く、厳しい状況である。 ○苦情件数は、騒音、振動、悪臭ともにここ数年は増加傾向にあるが、悪臭に関しては平成 16 年度に野外焼却に係る苦情の大幅な減少がみられた。野外焼却に関しては、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく焼却禁止の対象となるものであり、この規定が平成 13 年度から適用されていることから、その効果が浸透してきたことが考えられる。 ○建設作業騒音・振動に係る苦情は、都心部での解体工事を中心にここ数年増加傾向にある。 ○スターウォッチングネットワーク参加者数は、ほぼ横ばいである。 苦情件数の推移 <table><thead><tr><th>年度</th><th>騒音 (件)</th><th>振動 (件)</th><th>悪臭 (件)</th></tr></thead><tbody><tr><td>49</td><td>21,000</td><td>3,000</td><td>16,000</td></tr><tr><td>51</td><td>20,000</td><td>3,000</td><td>18,000</td></tr><tr><td>53</td><td>21,000</td><td>3,000</td><td>16,000</td></tr><tr><td>55</td><td>23,000</td><td>3,000</td><td>17,000</td></tr><tr><td>57</td><td>22,000</td><td>3,000</td><td>15,000</td></tr><tr><td>59</td><td>22,000</td><td>3,000</td><td>14,000</td></tr><tr><td>61</td><td>21,000</td><td>3,000</td><td>14,000</td></tr><tr><td>63</td><td>23,000</td><td>3,000</td><td>13,000</td></tr><tr><td>65</td><td>21,000</td><td>3,000</td><td>12,000</td></tr><tr><td>67</td><td>19,000</td><td>3,000</td><td>12,000</td></tr><tr><td>69</td><td>19,000</td><td>3,000</td><td>11,000</td></tr><tr><td>71</td><td>17,000</td><td>3,000</td><td>11,000</td></tr><tr><td>73</td><td>15,000</td><td>3,000</td><td>10,000</td></tr><tr><td>75</td><td>15,000</td><td>3,000</td><td>11,000</td></tr><tr><td>77</td><td>16,000</td><td>3,000</td><td>12,000</td></tr><tr><td>79</td><td>15,000</td><td>3,000</td><td>11,000</td></tr><tr><td>81</td><td>15,000</td><td>3,000</td><td>12,000</td></tr><tr><td>83</td><td>14,000</td><td>3,000</td><td>11,000</td></tr><tr><td>85</td><td>15,000</td><td>3,000</td><td>12,000</td></tr><tr><td>87</td><td>14,000</td><td>3,000</td><td>11,000</td></tr><tr><td>89</td><td>15,000</td><td>3,000</td><td>12,000</td></tr><tr><td>91</td><td>14,000</td><td>3,000</td><td>20,000</td></tr><tr><td>93</td><td>13,000</td><td>3,000</td><td>19,000</td></tr><tr><td>95</td><td>13,000</td><td>3,000</td><td>21,000</td></tr><tr><td>97</td><td>14,000</td><td>3,000</td><td>23,000</td></tr><tr><td>99</td><td>15,000</td><td>3,000</td><td>24,000</td></tr><tr><td>01</td><td>16,000</td><td>3,000</td><td>25,000</td></tr><tr><td>03</td><td>16,000</td><td>3,000</td><td>24,000</td></tr><tr><td>05</td><td>16,000</td><td>3,000</td><td>20,000</td></tr></tbody></table>						年度	騒音 (件)	振動 (件)	悪臭 (件)	49	21,000	3,000	16,000	51	20,000	3,000	18,000	53	21,000	3,000	16,000	55	23,000	3,000	17,000	57	22,000	3,000	15,000	59	22,000	3,000	14,000	61	21,000	3,000	14,000	63	23,000	3,000	13,000	65	21,000	3,000	12,000	67	19,000	3,000	12,000	69	19,000	3,000	11,000	71	17,000	3,000	11,000	73	15,000	3,000	10,000	75	15,000	3,000	11,000	77	16,000	3,000	12,000	79	15,000	3,000	11,000	81	15,000	3,000	12,000	83	14,000	3,000	11,000	85	15,000	3,000	12,000	87	14,000	3,000	11,000	89	15,000	3,000	12,000	91	14,000	3,000	20,000	93	13,000	3,000	19,000	95	13,000	3,000	21,000	97	14,000	3,000	23,000	99	15,000	3,000	24,000	01	16,000	3,000	25,000	03	16,000	3,000	24,000	05	16,000	3,000	20,000
年度	騒音 (件)	振動 (件)	悪臭 (件)																																																																																																																												
49	21,000	3,000	16,000																																																																																																																												
51	20,000	3,000	18,000																																																																																																																												
53	21,000	3,000	16,000																																																																																																																												
55	23,000	3,000	17,000																																																																																																																												
57	22,000	3,000	15,000																																																																																																																												
59	22,000	3,000	14,000																																																																																																																												
61	21,000	3,000	14,000																																																																																																																												
63	23,000	3,000	13,000																																																																																																																												
65	21,000	3,000	12,000																																																																																																																												
67	19,000	3,000	12,000																																																																																																																												
69	19,000	3,000	11,000																																																																																																																												
71	17,000	3,000	11,000																																																																																																																												
73	15,000	3,000	10,000																																																																																																																												
75	15,000	3,000	11,000																																																																																																																												
77	16,000	3,000	12,000																																																																																																																												
79	15,000	3,000	11,000																																																																																																																												
81	15,000	3,000	12,000																																																																																																																												
83	14,000	3,000	11,000																																																																																																																												
85	15,000	3,000	12,000																																																																																																																												
87	14,000	3,000	11,000																																																																																																																												
89	15,000	3,000	12,000																																																																																																																												
91	14,000	3,000	20,000																																																																																																																												
93	13,000	3,000	19,000																																																																																																																												
95	13,000	3,000	21,000																																																																																																																												
97	14,000	3,000	23,000																																																																																																																												
99	15,000	3,000	24,000																																																																																																																												
01	16,000	3,000	25,000																																																																																																																												
03	16,000	3,000	24,000																																																																																																																												
05	16,000	3,000	20,000																																																																																																																												

下位目標 5	人工排熱の削減、地表面被覆の改善、都市形成の改善、ライフスタイルの改善等を推進し、ヒートアイランド現象を緩和させる。
達成状況	○京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月)に「緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた省 CO₂ 化」が盛り込まれる等、地球温暖化対策と連携してヒートアイランド対策の取組を実施している。 ○平成 17 年 7 月にヒートアイランド対策大綱に基づく施策の進捗状況の点検を実施したところ、大綱に示されたヒートアイランド対策は大綱策定時から全般に渡って進展が見られた。特に人工排熱の削減に関する施策は、地球温暖化対策とあいまって、省エネルギーの推進にかかる新規の施策が実施されるなど、新たな展開が見られた。

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

【必要性】

- 大気環境の保全を通じて人の健康の保護・生活環境の保全を図ることは、現在及び将来の国民の、健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、後述するように、事業者による自主的取組や地方公共団体との連携に留意しつつ施策の実施を図っており、官と民・国と地方の役割分担が適切になされているものと考えられる。

【有効性】

- 国による排出規制及び常時監視等の枠組みの整備、自治体による適切な法の施行、有害大気汚染物質の排出抑制対策(環境庁、通産省策定「事業者による有害大気汚染物質の自主管理の促進のための指針」に基づく自主管理計画を含めた対策)等の取組が有効に機能しており、一般環境大気測定局における大気汚染物質の濃度及び環境基準等の達成状況は、光化学オキシダントを除き良好な状況が継続していると考えられる。
- 大気環境監視体制を継続し、モニタリング結果をまとめることにより、施策展開の基礎を得ることができた。また、リアルタイムで大気環境データ及び光化学オキシダント注意報をインターネット等で一般公開することにより、大気汚染状況の判断材料として利用されている。
- 臭気指数規制の導入地域の増加により悪臭公害に対する枠組が着実に整備され、特定悪臭物質濃度規制では十分に対応できなかったサービス業等に係る悪臭苦情に対するより適切な対応が期待できる。
- 地方公共団体における自動車騒音常時監視の適切な実施により、自動車騒音の状況に関する情報が充実し、これらの情報の共有により、自動車騒音単体対策等、関係機関が連携した道路交通騒音対策の取組が促進されてきている。
- ヒートアイランド対策について、同大綱に基づいた対策の推進が図られている。

【効率性】

- 浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントに係る課題に対応するため、原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の固定発生源からの排出抑制対策を講じることとなった。対策の実施に当たっては、平成 18 年 4 月より開始された工場・事業場に対する排出規制と、事業者による自主的取組を効果的に組み合わせる取り組みとしている(ベスト・ミックス)。
- 上記の例以外にも、社会情勢の変化に対応した規制の強化・緩和、税制優遇・融資制度等の規制以外の手法の活用、関係府省・地方公共団体との連携といった取組により、効率的な施策の実施を図っている。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

- 省内の組織変更に伴い、施策体系の見直しを行い、昨年度の -2-(1-1)～(1-3)及び -2-(2)を本施策 -2 として再編した。また、昨年度まで指標として設定していた「一般公用車への低公害車の導入率」については H16 年度に 100%という目標を達成したため、今回当該指標を削除した。

< 内閣としての重要施策等 >

- 施政方針演説及び所信表明演説: 第 156 回国会(平成 15 年 1 月 21 日)
第 159 回国会(平成 16 年 1 月 19 日)
第 161 回国会(平成 16 年 10 月 12 日)
第 162 回国会(平成 17 年 1 月 21 日)
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(平成 16 年 6 月 21 日)

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
○ 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号) ○ 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号) ○ 特定特殊自動車排ガスの規制等に関する法律(平成 17 年法律第 64 号) ○ 悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号) ○ 公害防止用設備に係る税制優遇、自動車税のグリーン化等の税制優遇 ○ 自動車 NOx・PM 法(平成 4 年法律第 70 号) ○ 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号) ○ 日本政策投資銀行等による低利融資				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	大気汚染防止規制等対策費	15,669	13,852	↑
	有害大気汚染物質排出抑制対策推進事業	96,646	45,827	↑
	アスベスト対策調査	12,636	47,108	→
	高排出量化学物質モニタリング調査事業	19,269	16,077	→
	非意図的生成の残留性有機汚染物質(大気)対策調査費	44,889	40,877	→
	排出基準等緊急立入調査費	3,260	3,156	→
	総合大気環境保全対策検討調査費	65,883	60,359	→
	揮発性有機化合物(VOC)対策費	210,040	187,431	→
	大気環境監視システム整備経費	64,773	101,628	↓
	大気汚染特別調査費	1,524	1,519	→
	可搬式発動発電機等に対する対策等に係る調査	-	-	新
2	低公害車普及推進費	60,769	33,634	↓
	自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策費	306,058	238,331	↑
	オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費	9,808	44,330	↑
	ディーゼル自動車等排出ガス低減施策検討調査	10,868	10,730	→
	自動車からの有害大気汚染物質排出実態調査	15,692	14,820	→
	粒子状物質の粒子数等排出特性実態調査及び測定法の確立	58,729	52,553	→
	試験モード外(オフサイクル)の排出ガス実態調査	10,000	9,313	→
	新燃料の有害性及び使用時の排出ガス実態調査	-	21,587	→
	潤滑油の品質及び排出ガス実態調査	-	11,397	↓
	新たな特殊自動車の排出ガス試験モードの検討	-	-	新
	低公害(代エネ・省エネ)車普及事業(再掲: -1-(1))	-	-	↓
	次世代技術普及事業(再掲: -1-(1))	-	-	→
	自動車使用合理化推進事業(再掲: -1-(1))	-	-	新
	アジア EST の実現に向けた技術支援	-	-	新
3	大気環境基準等設定調査費	19,123	16,723	↑
	大気環境監視測定網整備推進費	82,660	128,081	→
	総合環境モニタリング健康調査	0	5709	→
	有害汚染物質モニタリング推進事業	157,770	172,192	→
	在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費	10,085	10,504	→
	公害防止管理実施状況調査	4,070	3,287	→
	大気環境監視システム整備経費	64,773	101,628	↓
	花粉観測体制整備費	87,551	109,670	→
	船舶排出大気汚染物質規制検討調査	7,131	6,527	↑
	自動車交通環境監視測定費	65,786	87,098	↑
	微小粒子状物質等の曝露影響評価調査研究費	311,124	309,952	→
	交通騒音に係る環境基準情報の管理	2,109	3,961	↑
	アジア諸国における石綿対策技術支援費	-	-	新
4	良好な大気生活環境保全推進費	18,716	18,399	→
	騒音・振動規制対策費	47,182	40,989	↑
	悪臭防止対策費	36,540	27,300	↓
	交通騒音振動低減対策推進調査	24,930	19,366	→
	道路交通振動対策調査	6,673	7,128	→
	自動車騒音に係る環境基準評価マニュアルの改訂	17,028	27,305	↑
	自動車単体騒音対策検討・調査費	20,447	28,467	×
	自動車の市街地走行騒音検討・調査	-	8,000	→

	新たな自動車定置騒音試験法の検討調査 騒音による住民反応(不快感)に関する社会調査 騒音やヒートアイランド等都市環境の負荷の軽減に資するまちづくり技術支援	- 6,000 -	- 6,296 -	新 → 新
5	クールシティ推進事業(1) クールシティ中枢街区パイロット事業(再掲: -1-(1))	59,557 -	106,603 -	→ 新

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
4 -	予定の終期どおり。	4 - へ移行する。

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 2 大気環境の保全	下位目標 1
指標名	全国の一般大気環境測定局における大気汚染に係る環境基準達成率 二酸化いおう ベンゼン アクリロニトリル 一酸化炭素 トリクロロエチレン 塩化ビニルモノマー 浮遊粒子状物質 テトラクロロエチレン 水銀 二酸化窒素 ジクロロメタン ニッケル化合物 光化学オキシダント	
指標の解説	～ 全国の一般環境大気測定局において、環境基本法第 16 条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合 ～ 環境基本法第 16 条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合 ～ 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）を達成している割合	
評価に用いた 資料等	○ 大気汚染状況報告（公開） ○ 地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果（公開）	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 2 大気環境の保全	下位目標 2
指標名	全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率 二酸化窒素 (NO ₂) 一酸化炭素 (CO) 浮遊粒子状物質 (SPM) (参考) 低公害車の普及台数 光化学オキシダント (参考) 燃料電池自動車の普及台数 二酸化いおう (SO ₂)	
指標の解説	～ 全国の自動車排出ガス測定局において、環境基本法第 16 条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合 国内における低公害車の普及台数 国内における燃料電池自動車の普及台数	
評価に用いた 資料等	大気汚染状況報告書（公開）	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 2 大気環境の保全	下位目標 4
指標名	騒音に係る環境基準達成状況(一般地域) 騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域) 航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース(地方公共団体が測定した結果を集計)) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース(地方公共団体が測定した結果を集計)) (参考)騒音に係る苦情件数 (参考)振動に係る苦情件数 (参考)悪臭に係る苦情件数 (参考)スターウォッチングネットワーク参加者数	
指標の解説	環境基準の適合地点 / 測定地点数 × 100 環境基準以下の住宅等戸数 / 住宅等戸数 × 100、及び住宅等戸数 環境基準の適合地点 / 測定地点数 × 100 環境基準の適合地点 / 測定地点数 × 100 全国の地方公共団体に寄せられた騒音に係る苦情の件数 全国の地方公共団体に寄せられた振動に係る苦情の件数 全国の地方公共団体に寄せられた悪臭に係る苦情の件数 年に 2 回(夏期、冬期)行われるスターウォッチングネットワークにおける参加者数	
評価に用いた 資料等	騒音規制法施行状況調査 自動車交通騒音実態調査報告 振動規制法施行状況調査 悪臭防止法施行状況調査	



指標に影響を 及ぼす外部要因	苦情件数を減らすことが、即ち良好な生活環境の保全とはならない点に注意が必要。 野外焼却に対する苦情の増減に総件数が左右される。 屋外で行うため、天候の影響により参加者数の増減が生じる。
-------------------	--

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 3 - (2)	評価年月	平成 18 年 4 月
施 策 名	閉鎖性水域における水環境の保全	担当部局	水・大気環境局
		評 価 者	水環境課長 紀村 英俊

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ（第 3 部）			平成 17 年版環境白書における位置づけ（201 ページ以降）		
政策（章）	2 章	環境保全施策の体系	政策（章）	3 章	水環境、土壌環境、地盤環境の保全
施策（節）	1 節	3 水環境、土壌環境、地盤環境の保全	施策（節）	4 節	閉鎖性水域における水環境の保全
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 湖沼、内湾等の閉鎖性水域において、汚濁負荷の発生状況、汚濁の蓄積状況等を総合的に把握し、負荷の低減に努めることにより水質の維持・改善を図るとともに、効果的な水環境保全対策を実施する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	391.344	477.592	406.934	
	一般会計	391.344	477.592	406.934	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

閉鎖性水域においては、水質総量規制や水質改善対策等の実施により汚濁負荷量が削減されるなど、一定の効果を収めているものの、COD(化学的酸素要求量)に係る環境基準の達成率は高い水準にあるとは言えず、その改善効果は十分ではない。
--

残された課題・新たな課題

- 閉鎖性水域の環境改善に向けたより効果的な施策の検討。 - 湖沼については、平成 17 年度に流出水対策地区制度や湖辺環境保護地区制度の新設等を内容とする湖沼水質保全特別措置法(以下、「湖沼法」という。)の改正(平成 18 年 4 月 1 日施行)を行ったところであり、改正湖沼法の着実な施行を図る。また、引き続き汚濁メカニズムの更なる解明を図る。 - 海域については、水質汚濁メカニズムに関する知見等が不足しているとともに、東京湾等環境改善が必要な水域では汚濁負荷の削減が不十分である。また、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律に基づき設立された評価委員会における審議を踏まえた調査研究の充実を図る。
--

今後の取組

- 湖沼については、改正湖沼法に基づく各指定湖沼の次期湖沼水質保全計画の策定が順次予定されており(平成 18 年度には 5 湖沼)、同計画による取組を促進するため、関係省庁と連携し、更なる湖沼水質保全のための調査・検討を含めた湖沼水質保全施策の推進を図る。 - 水質総量規制の指定水域においては、「第 6 次水質総量規制の在り方について」(平成 17 年 5 月中央環境審議会答申)を踏まえ、第 6 次総量規制の着実な実施に向けた取組を進めるとともに、その効果を把握していく。更に閉鎖性海域の総合的な水環境改善を展開するための中長期的なビジョンの検討、水質汚濁メカニズムに関する調査研究、指定水域の水環境に関する情報発信及び普及・啓発活動等を推進する。 - 瀬戸内海の水環境保全については、上記の取組のほか、瀬戸内海環境保全特別措置法第 3 条に基づく瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、良好な環境保全と創出のための施策を推進すると共に、瀬戸内海の新たな環境保全のあり方について調査研究を進める。 - 有明海・八代海については、平成 18 年 2 月の中間取りまとめを含めた有明海・八代海総合調査評価委員会での審議状況を踏まえて、両海域の再生に資する総合的な調査研究を関係省庁と連携して実施する。
--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

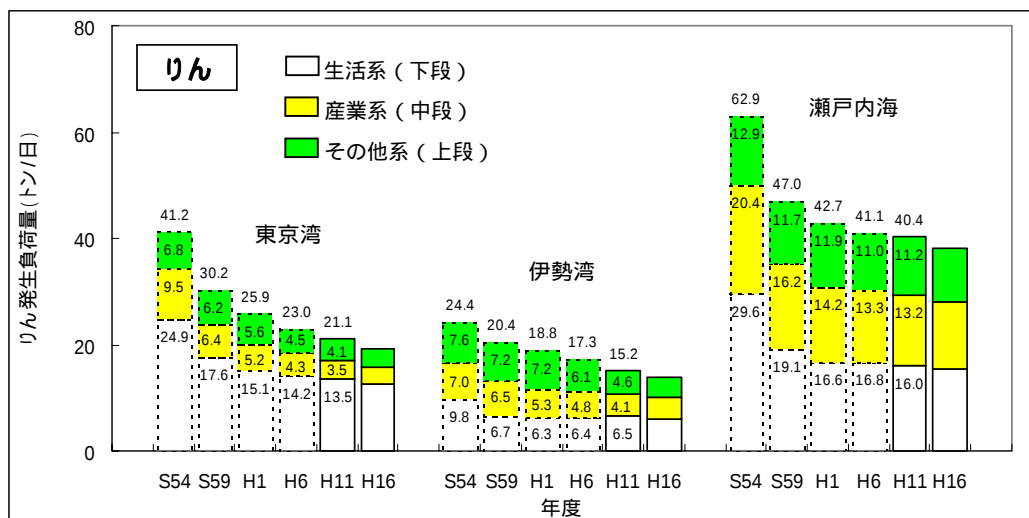
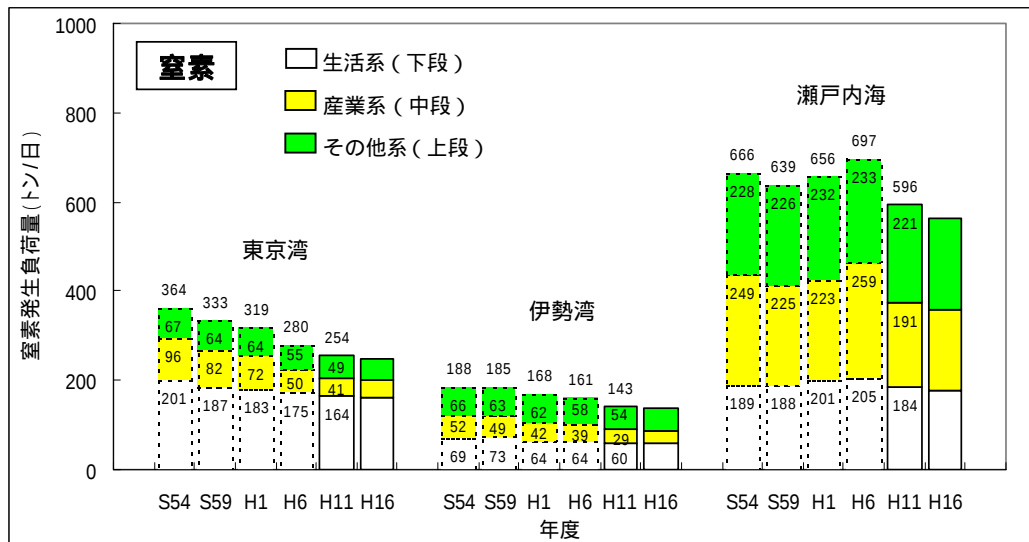
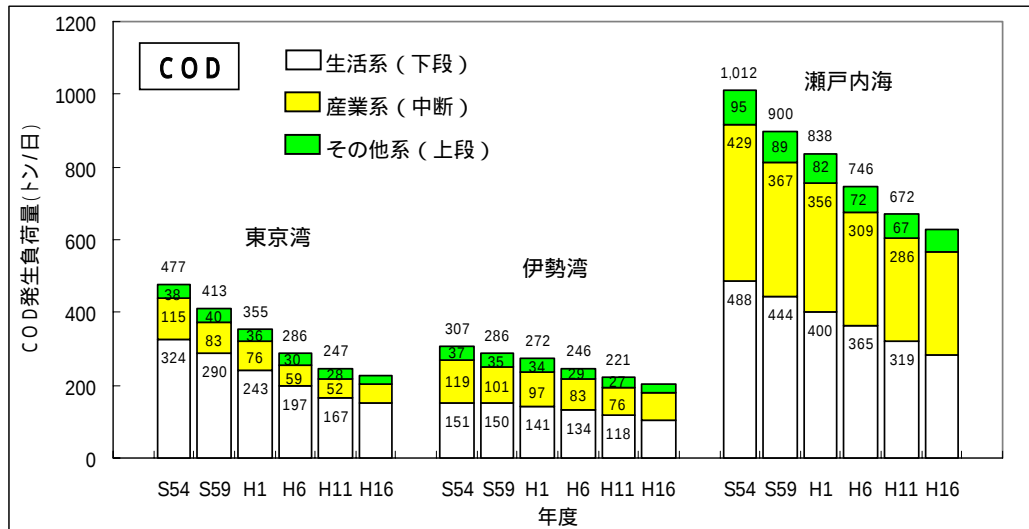
今後の施策の方向性	予算要求等への反映	- a
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1		湖沼の水質保全対策を推進する。						
指標の名称		各湖沼水質保全計画に定める COD、全窒素及び全磷目標値						
指標年度・単位		単位	H14 年度	H15 年度	H16 年度	目標値	H17 年度	
指標		mg/リットル	(達成状況内のとおり)				(同左)	
目標を設定した根拠等		基準年	(下表参照)		基準年の値	(下表参照)		
		根拠等	湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖沼の湖沼水質保全計画					
達成状況		各指定湖沼において、湖沼水質保全計画に基づき様々な対策を進めてきており、目標値を達成している項目もあるが、目標値の達成が依然厳しい状況にある湖沼も多い。						
		指標の現況値及び目標値						
				指 標 年 度			目標値(現行計画)	
				H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	
		霞ヶ浦	西浦	COD	7.8	8.6	9.0	8.0
				T-N	0.96	0.95	1.2	0.93
				T-P	0.12	0.11	0.10	0.099
			北浦	COD	8.7	8.5	9.3	8.3
				T-N	0.86	0.88	1.5	0.82
				T-P	0.095	0.099	0.13	0.099
			常陸利根川	COD	8.4	7.7	8.0	7.8
				T-N	0.97	0.84	0.92	0.82
				T-P	0.087	0.083	0.088	0.072
		印旛沼	COD	10	11	10	10	
			T-N	2.2	3.0	3.1	2.2	
			T-P	0.11	0.12	0.13	0.12	
		手賀沼	COD	10	9.8	10	13	
			T-N	2.8	2.9	2.9	2.7	
			T-P	0.20	0.17	0.18	0.20	
		琵琶湖	北湖	COD	3.1	2.8	2.7	2.8
				T-N	0.23	0.34	0.32	0.27
				T-P	0.008	0.008	0.007	-
			南湖	COD	4.7	4.0	4.2	3.5
				T-N	0.30	0.39	0.38	0.35
				T-P	0.017	0.015	0.017	0.015
		児島湖	COD	9.8	9.1	9.0	8.2	
			T-N	1.3	1.3	1.5	1.4	
			T-P	0.18	0.19	0.21	0.17	
		諏訪湖	COD	7.1	6.0	6.2	H 18 4.8	
			T-N	0.73	0.89	1.0	0.75	
			T-P	0.047	0.044	0.055	0.050	
		釜房ダム貯水池	COD	2.5	2.6	2.7	H 18 2.0	
			T-N	0.55	0.61	0.59	0.46	
			T-P	0.014	0.016	0.015	0.013	
		中海	COD	5.6	5.2	7.3	H 20 4.6	
			T-N	0.46	0.43	0.50	0.50	
			T-P	0.041	0.043	0.049	0.048	
		穴道湖	COD	5.2	5.1	5.4	H 20 4.5	
			T-N	0.54	0.43	0.54	0.44	
			T-P	0.47	0.044	0.047	0.043	
		野尻湖	COD	1.9	1.7	1.9	H 20 1.5	
			T-P	0.006	0.004	0.006	0.005	
		COD は 75%値、T-N、T-P は年平均値						

下位目標 2		閉鎖性海域の水環境保全対策を推進する。					
指標の名称		東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量(発生ベース)(COD、窒素、燐の順) 瀬戸内海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) 有明海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) 八代海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) (参考)東京湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) (参考)伊勢湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) (参考)大阪湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) (参考)瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) (参考)瀬戸内海における赤潮の発生件数 (参考)有明海における赤潮の発生件数(数値は、各年の合計) (参考)八代海における赤潮の発生件数(数値は、各年の合計) (参考)瀬戸内海における埋立免許面積(各年の数値は、前年の11月2日～11月1日までの合計)					
指標年度・単位		単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	各年度
指標		トン/日	(H6 年度)	(H11 年度)	(H16 年度)		(H16 年度)
			1,278	1,140			1,061
			1,138	993	集計中(H18.10)		950
			81.4	76.7			71.3
			70	67	集計中(H18.10)		100
			97	88			100
			98	95			100
			93	80	集計中(H18.10)		100
			100	80			100
			40	60			100
			86	71	集計中(H18.10)		100
			100	100			100
			100	100			100
		%	68	63	集計中(H18.10)		-
			50	50			
			83	83			
		50	50	集計中(H18.10)	-		
		86	57				
		57	57				
		67	67	集計中(H18.10)	-		
		100	100				
		100	67				
		70	67	集計中(H18.10)	-		
		96	88				
		98	97				
	件	106	118	集計中(H18 中)	-		
		35	38	集計中(H18 中)	-		
		15	14	集計中(H18 中)	-		
	ha	49.5	43.9	76.5	-		
目標を設定した根拠等		基準年	-		基準年の値	-	
		根拠等	水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針 、 、 環境基本法により、維持されることが望ましい基準として定められている。				
達成状況		第 5 次水質総量規制の着実な実施により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海において、COD、窒素及び燐に係る汚濁負荷量の削減が図られ、平成 16 年度の負荷量の目標値は概ね達成されるもよう。(下図参照) 瀬戸内海においては、水質総量規制のほか、特定施設の設置許可制度及び埋立てについての配慮等により瀬戸内海の環境を保全した。 、 有明海及び八代海の海域の環境の保全を図った。					

図：指定地域における汚濁負荷量の推移

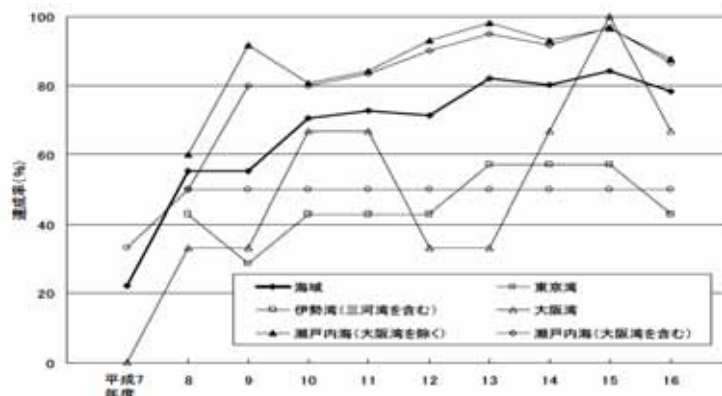


（備考）点線の棒グラフは、関係都府県による推計値。

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

【必要性】

- 指定湖沼については、湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画による各種取組等により汚濁負荷量は削減される傾向にあり、一部湖沼で水質の改善が見られるものの、多くの湖沼において水質環境基準が達成されておらず、湖沼水質保全施策を更に推進する必要がある。
- 東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海は、汚濁物質が滞留しやすく排水基準のみでは環境基準の達成が困難である広域的な閉鎖性海域であり、水質総量規制を実施しているが、大阪湾を除く瀬戸内海では、長期的に見ると窒素・リンの環境基準達成率が高い水準に改善された一方で、それ以外の海域は環境基準の達成率が十分とはいえず、海域環境保全施策を更に推進する必要がある。
- 有明海・八代海においては、赤潮の多発、漁獲量の低迷等が深刻な状況にあり、両海域の再生が急務となっている。



広域的な閉鎖性海域における全窒素及び全リンの環境基準達成率の推移

【有効性】

- 平成 17 年度は湖沼水質保全特別措置法を改正(平成 18 年 4 月 1 日施行)し、面源負荷削減のための流出水対策地区制度や植物の水質浄化機能を活用するための湖辺環境保護地区制度の新設等を行い、更なる総合的、効果的な対策の推進を図ることとした。
- 水質総量規制の結果、COD に係る汚濁負荷量が平成 11 年度では水質総量規制を開始した昭和 54 年度と比べて東京湾においてほぼ半減し、伊勢湾及び瀬戸内海についてもほぼ 6～7 割程度まで削減されている。また、第 5 次水質総量規制の実施により、COD、窒素及びリンに係る汚濁負荷量の削減対策が進められている。その結果、大阪湾を除く瀬戸内海については窒素・リンの環境基準の達成状況が改善傾向にあることから、「第 6 次水質総量規制の在り方について」(平成 17 年 5 月中央環境審議会答申)を踏まえ、現状の水質が悪化しないよう、必要な対策を講じていく。一方、東京湾、伊勢湾および大阪湾については、環境基準の達成率は高い水準にあるとは言えず、同答申を踏まえ、更なる汚濁負荷量の削減が必要である。
- 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律に基づき、環境省に設置された評価委員会において、両海域の再生にかかる評価がなされている。有明海・八代海の環境悪化、水産資源の減少については十分な解明がなされておらず、評価委員会では、今後取り組むべき課題を含めた議論がなされている。

【効率性】

- 指定湖沼における汚濁負荷の削減については、湖沼水質保全計画等に基づき、工場・事業場に対する負荷量規制に加え、各省連携の下、下水道、浄化槽等の整備事業や直接浄化事業等を組み合わせ、効率的に実施している。また、一定期間ごとに施策の実施状況を点検し、新たな湖沼水質保全計画を策定することにより、状況に応じた対策を効率的に実施する仕組みとなっている。施策の実施に当たっては、例えば調査を実施する際に関係自治体や学識経験者等との連携を密にするとともに民間機関のノウハウを生かした効率的な取組を推進している。
- 閉鎖性海域の汚濁負荷の削減については、工場・事業場に対する直接規制に加え、各省連携の下、下水道、浄化槽等の整備事業や、汚濁負荷削減指導等を組み合わせ、効率的に実施している。特に、生活排水処理施設においては、各省共同で作成した費用関数等を示し地域の実情に応じた効率的な整備を推進している。
- 閉鎖性海域における総量規制地域については、5 年ごとに施策の実施状況を点検し、新たな施策を立案することにより、現状に応じた対策を効率的に実施する仕組みとなっている。また、施策の実施に当たっては、例えば調査を実施する際に関係自治体や学識経験者等との連携を密にするとともに民間機関のノウハウを生かした効率的な取組を推進している。
- 有明海、八代海の再生を効率的に進めるため、有明海・八代海総合調査評価委員会の審議状況を踏まえつつ、両海域の環境悪化や水産資源の減少の原因・要因の把握に努め、より効果的な施策の展開を図ることとしている。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

- 目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1～3 を統合・整理して今回新たに下位目標 2 とした。また、その他下位目標等の表現についても見直しを図った。
- 下位目標 2 の指標について、海域毎の特性を示すために、今回新たに から 及び 、 を参考指標として設定した。
- 昨年度下位目標 3 に設定していた参考指標「養殖業・海面漁業の漁獲量」については、他海域の指標と整合性を図る観点から今回削除した。

< 内閣としての重要施策等 >

- 関係府省：総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）

- 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）
- 湖沼水質保全特別措置法の指定施設から生じる汚水の処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置等
- 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）
- 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成 14 年法律第 120 号）
- 税制優遇措置による事業者の取組の促進

下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額（千円）	H17 当初		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	湖沼水質保全計画策定支援調査	11,530	11,825	×
	湖沼流入負荷削減対策推進費	31,597	29,962	→
	いきづく湖沼ふれあいモデル事業	44,862	25,448	→
	流出水対策推進モデル計画策定調査	-	36,400	→
	湖辺植生維持管理手法確立調査	-	8,000	→
	琵琶湖等湖沼水質保全対策高度化推進調査	-	-	新
2	総量削減状況解析等調査	29,760	34,672	→
	広域総合水質調査	33,784	45,180	→
	水質汚濁メカニズム検討調査	10,000	21,360	→
	瀬戸内海における新たな環境保全・再生の在り方に関する調査	-	22,889	→
	瀬戸内海環境保全普及活動推進費	28,074	39,050	↓
	有明海・八代海水環境調査	88,912	55,102	→
	有明海・八代海再生方策検討調査	70,121	47,190	×
	貧酸素水塊発生機構解明調査	49,627	49,504	×
	閉鎖性海域環境情報システム整備費	9,484	8,000	×
	豊かな沿岸環境回復のための閉鎖性海域水環境保全中長期ビジョンの策定調査	-	-	新
	有明海・八代海再生重点課題対策調査	-	-	新
	有明海・八代海総合調査推進費	-	-	新
	東アジア諸国における水質総量規制制度支援事業	-	-	新
	窒素・りん暫排水基準適用事業場調査	-	-	新

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
1 -	予定の終期どおり。	1 - ヘ移行する。
2 -	予定の終期どおり。	2 - ヘ移行する。
2 -	予定の終期どおり。	2 - ヘ移行する。
2 -	予定の終期どおり。	2 - ヘ移行する。

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 3 - (2) 閉鎖性水域における水環境の保全	下位目標 1
指標名	各湖沼水質保全計画に定める COD、全窒素及び全燐目標値	
指標の解説	各湖沼水質保全計画の最終年度における各指定湖沼の水質目標値	
評価に用いた 資料等	平成 14、15、16 年度公共用水域水質測定結果	



指標に影響を 及ぼす外部要因	気象、各指定湖沼の指定地域内の社会的・経済的な変化
-------------------	---------------------------

施策番号 及び施策名	- 3 - (2) 閉鎖性水域における水環境の保全	下位目標 2
指標名	東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量(発生ベース)(COD、窒素、燐の順) 瀬戸内海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) 有明海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) 八代海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) (参考)東京湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) (参考)伊勢湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) (参考)大阪湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) (参考)瀬戸内海(大阪湾を除く。)における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) (参考)瀬戸内海における赤潮の発生件数 (参考)有明海における赤潮の発生件数 (参考)八代海における赤潮の発生件数 (参考)瀬戸内海における埋立免許面積	
指標の解説	水質総量規制の成果を把握するため、各種発生源による COD、窒素、燐の汚濁負荷量を指標としている。 ～ 毎年度、地方公共団体等が法に基づき公共用水域の水質常時監視を実施しており、これにより測定された、各海域毎の COD、全窒素、全燐の水質測定水域数に対する基準達成水域数の割合を指標としている。 瀬戸内海において赤潮は養殖漁業へ被害を与えるとともに、底質へ有機物を供給し溶存酸素量低下の要因となるため、赤潮発生件数を水環境の保全の指標としている。 有明海において、赤潮は養殖漁業へ被害を与えるとともに、底質へ有機物を供給し溶存酸素量低下の要因となるため、赤潮発生件数を水環境の保全の指標としている。 八代海において、赤潮は養殖漁業に被害を与えるとともに、底質へ有機物を供給し溶存酸素量低下の要因となるため、赤潮発生件数を水環境の保全の指標としている。 瀬戸内海において公有水面埋立法による免許および承認がなされた埋立面積。	
評価に用いた 資料等	発生負荷量管理等調査(環境省)及び関係都府県による推計結果。 ～ 公共用水域水質測定結果による。 瀬戸内海の赤潮(水産庁瀬戸内海漁業調整事務所)による。(数値は、各年の合計) 、九州の赤潮(水産庁九州漁業調整事務所)による。(数値は、各年の合計) 環境省調べによる。(各年の数値は、前年の 11 月 2 日 ～ 11 月 1 日までの合計)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	指定地域内の社会的、経済的な変化 ～ 気候による影響 瀬戸内海沿岸府県の社会的、経済的な変化
-------------------	--

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 4	評価年月	平成 18 年 4 月
施 策 名	土壤環境の保全	担当部局	水・大気環境局
		評 価 者	土壤環境課長 鍋木 儀郎

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	3 章	水環境 土壤環境 地盤環境の保全
施策(節)	1 節	3 水環境 土壤環境 地盤環境の保全	施策(節)	6 節	土壤環境の安全性の確保
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 科学的な知見の集積等に伴い、土壤の汚染に係る基準の設定、見直しを進めるとともに、土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、国民の安全と安心を確保する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > 環境監視に係る国庫補助金を平成 16 年度限りで廃止した。
	金額(単位:千円)	2,348,332	1,950,179	853,990	
	一般会計	2,348,322	1,950,179	853,990	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

- 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律、土壤汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき着実に対策を推進し、農用地、市街地及びダイオキシン類に係る土壤汚染対策地域についての指定解除等が進み、目標達成に向け進展があった。 - 国民の土壤汚染問題への不安を解消すべく、土壤汚染対策基金によるリスクコミュニケーションセミナーを開催(H16、17 実施)し、企業や自治体の各々の立場からのリスクコミュニケーションの重要性について理解を得ることができ、一定の成果を得たが、リスクコミュニケーションに関する土地所有者等の不安から低未利用となっている土地や土地流動化の阻害が残る等その成果は十分ではない。 - 土壤汚染対策法制定時に附帯決議された油汚染土壌対策のガイドラインを策定して公表し、施策の進展に寄与した。 - 射撃場に係る鉛汚染対策ガイドラインの検討に着手することにより、射撃場周辺住民の鉛汚染の不安解消に向けた取り組みが進展した。 - 土壤汚染対策法の成立により地方公共団体の側でも条例を整備し条例に基づく調査が増えたり、土地取引や再開発等を契機に自主的な調査等が増えるというような波及効果があった。これにより大都市圏を中心として土壤汚染の調査数等(調査事例 H13 年度 290 件、14 年度 652 件、15 年度 701 件)が増加した。 - 土壤汚染対策技術の評価・普及を進め、一定の成果を得たが、土地所有者等からはさらなる技術開発の促進に加えて優良な事業者を選択する情報の提供が求められており、その成果は十分ではない。	
--	--

残された課題・新たな課題

- 国内外の食品中カドミウム基準見直しの動向を踏まえ要対策農用地指定要件の改正等を行う準備を進める。 - 国民の安心を確保するうえで基本となるリスクコミュニケーション推進体制の整備。 - 特に大都市圏で大量発生する掘削汚染土壌の適正な処理の実施の促進。 - 土壤汚染対策技術開発の促進とともに、土地所有者等が安心して発注できる対策業者等の判断の目安の検討。 - 油汚染対策ガイドラインのフォローアップ、及び射撃場周辺住民の不安解消。
--

今後の取組

- 現在進めている要対策農用地指定要件の改正等の準備を引き続き行うとともに、効率的、経済的な農用地調査方法の検討を進める。 - 現在進めている土壤試験方法の検討、対策技術等の開発促進、優良事業者の判断の目安の検討などを進めるとともに、国民が安心して生活できる国づくり、都市づくりを進めるため、リスクコミュニケーション育成・活用の仕組みづくり、大都市圏を中心に発生する掘削汚染土壌の適正処理体制の整備などの施策を総合的に推進する。また、そのために必要な推進体制の強化を図る。 - 土壤汚染対策の基本となる自然由来の土壌中重金属等の情報や、土壤環境事業に携わる事業者への情報などの整備を進める。 - 油汚染対策ガイドラインのフォローアップと射撃場ガイドラインの策定を進める。
--

施策の方向性	施策の改善・見直し	
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	取組みを引き続き推進	
	施策の廃止・完了・休止・中止	
	機構要求を図る	
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1		農用地の土壌汚染対策を着実に推進する。					
指標の名称		農用地土壌汚染対策地域の指定解除率 (参考)農用地土壌汚染対策地域の指定面積(累計) (参考)農用地土壌汚染対策地域の指定解除面積(累計) (参考)農用地土壌汚染対策地域数(年度末) (参考)農用地土壌汚染対策地域全解除数(累計)					
指標年度・単位		単位	H14 年度	H15 年度	H16 年度	目標値	H - 年度
指標		%	77	85	85		100
		ha	6,275	6,276	6,376		-
		ha	4,838	5,337	5,390		-
		地域	19	17	17		-
		地域	49	51	52		-
目標を設定した根拠等		基準年	-		基準年の値	-	
		根拠等	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第 3 条第 1 項(対策地域の指定)及び第 4 条第 1 項(対策地域の区域の変更等)				
達成状況		平成 16 年度は、1 地域 53ha で対策が完了し、指定が解除された。一方、汚染状況の把握が進み、新たに 1 地域 100ha の指定が行われた。その結果、指定解除率は 85% のままであるが、対策も着実に進展し、新たな地域指定も行われ、法の効果が発揮された。					

下位目標 2		市街地等の土壤汚染対策を着実に推進する。					
指標の名称		土壤汚染対策法に基づく、措置の必要な指定区域における措置等の実施率 (参考)土壤汚染対策法に基づく指定区域として指定された数(年度別) (参考)汚染の除去により指定区域が解除された数(累計)					
指標年度・単位		単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目 標 値	H - 年度
指標		%	100	100	100		100
		区域	21	43	47		-
		区域	4	26	50		-
目標を設定した 根拠等		基準年	-	基準年の値	-		
		根拠等	土壤汚染対策法第 5 条(指定区域の指定等)				
達成状況		土壤汚染対策法の指定区域のうち、人の健康被害を防止するための措置を要するところは全て措置が実施され、あるいは具体的な措置の検討が行われ、法の効果が発揮された。また、新たな指定を要する区域も調査の結果着実に判明し指定された。なお、指定区域における措置としては、覆土等指定解除につながらない方法も措置の基準として定められている。各般の措置のうち最も費用のかかる掘削除去等の指定解除を目標とした汚染の除去もかなり進展した。					

下位目標 3		ダイオキシン類による土壤汚染対策を着実に推進する。				
指標の名称		ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定解除率 (参考)ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定面積(累計) (参考)ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定解除面積(累計) (参考)ダイオキシン類土壤汚染対策地域数(年度末) (参考)ダイオキシン類土壤汚染対策地域解除数(累計)				
指標年度・単位		単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H - 年度
指標		%	0	0	50	100
		m ²	5,295	5,637	19,047	-
		m ²	0	0	5,272	-
		地域	2	3	2	-
		地域	0	0	2	-
目標を設定した根拠等		基準年	-	基準年の値	-	
		根拠等	ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条(対策地域の指定)、第 30 条(対策地域の区域の変更等)			

達成状況	ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条に基づく対策地域は、平成 16 年度までに 東京都大田区、和歌山県橋本市、香川県高松市で指定されていたが、うち、の 2 地域で対策が完了し、指定が解除された。一方、平成 17 年度は東京都北区で 4 件目の指定(指定面積 13,410m ²)がなされ、そのため要対策面積でみた指定解除率については 28%である。このように法の効果は着実に発揮されているが、新規指定区域の指定解除に向けた取り組みが必要である。
------	--

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

【必要性】

- 土壌汚染は典型 7 公害の一つであり、国民の健康の保護や生活環境の保全の観点から、土壌環境の保全は極めて重要な施策であり、公益性も極めて高い。
- 本件施策については、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法によりその対策が体系的に整理されており、官民の役割分担も整理されている。

【有効性】

- 農用地土壌汚染対策については、平成 16 年度に、1 地域で対策事業が完了し、対策地域の指定が解除されており、対策が着実に実施されている。
- 環境基準等の設定について、データ収集及び実態調査の実施により一定の知見が集積された。
- 市街地等土壌汚染対策についても、土壌汚染対策法に基づく調査の実施など着実に事業が実施されている。
- ダイオキシン類土壌汚染対策については、平成 17 年度、2 地域で対策が完了し、対策地域の指定が解除されており、対策が着実に実施されている。

【効率性】

- 農用地土壌汚染については汚染が広域的であることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壌汚染対策が図られている。
- 市街地等の土壌汚染対策については、汚染の範囲が比較的局所的であり、私有財産である土地を対象とするものであることから、まず、汚染の有無を把握するための調査は、土地の状態につき責任を有し、また、調査を行うために必要な土地の掘削等に関する権原を有する土地所有者等が行うこととした。そして、汚染が判明し措置が必要な場合には、汚染者負担の原則に則り、汚染原因者に実施を求めることとなっている。このような仕組みから、土地所有者等が必要とする安価な技術開発や、法対象ではない油臭等の対策の考え方が強く求められていたが、それらについての技術指針の提供も進んだ。一方、指定区域の解除を目的としない覆土や舗装などの対策措置も措置の基準に適合している事例であるにもかかわらず、周辺住民のリスクコミュニケーションの難しさもあり、費用がかかる掘削除去が行われる事例もあると言われており、より合理的な対策手法の選択を容易にすることで効率性向上を図る必要がある。
- ダイオキシン類土壌汚染については汚染が比較的広域に及び、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壌汚染対策が図られている。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

- 国民に対して、よりわかり易い政策評価を行うようにする観点から、以下のとおり下位目標、指標及び参考指標を見直した。
 - 下位目標 1 においては、農用地土壌汚染対策地域に係る指定地域数、全解除数を新たに参考指標とし、対策の達成状況をより明らかにした。
 - 下位目標 2 においては、土壌汚染対策法に基づく指定区域に係る内容(措置等の実施率など)を指標及び参考指標として新たに設定し、対策の達成状況をより明らかにした。
 - 下位目標 3 においては、ダイオキシン類土壌汚染対策地域に係る指定地域数、全解除数を新たに参考指標とし、対策の達成状況をより明らかにした。

< 内閣としての重要施策等 >

-

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
○ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号） ○ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号） ○ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額（千円）	H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	土壌汚染環境基準設定等調査費（農用地）	40,819	35,159	→
	カドミウム新基準対応費	20,000	18,046	×
	農用地土壌汚染対策地域指定促進調査費	-	10,000	→
	農用地土壌環境調査手法検討費	-	-	新
2	土壌汚染環境基準設定等調査費（市街地）	113,138	115,670	→
	市街地土壌環境保全対策検討費	3,309	8,635	→
	市街地土壌汚染調査・対策技術検討調査費	305,490	265,017	→
	優良土壌環境事業普及促進費	-	15,241	↑
	土壌環境リスクコミュニケーターの登録・研修等事業	-	-	新
	土壌環境保全総合対策推進費補助	5,000	-	-
3	土壌汚染環境基準設定等調査費（ダイオキシン）	26,020	20,000	→
	ダイオキシン類土壌汚染調査・測定技術検討調査費	-	15,000	→
	ダイオキシン類汚染土壌浄化技術等確立調査	240,214	163,278	→
	ダイオキシン類土壌汚染対策費補助	100,000	720,374	→
	ダイオキシン類土壌汚染対策検討調査	-	-	新

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
1-	予定の終期どおり。	1- へ移行する。

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 4 土壌環境の保全	下位目標 1
指標名	農用地土壌汚染対策地域の指定解除率 (参考) 農用地土壌汚染対策地域の指定面積(累計) (参考) 農用地土壌汚染対策地域の指定解除面積(累計) (参考) 農用地土壌汚染対策地域数(年度末) (参考) 農用地土壌汚染対策地域全解除数(累計)	
指標の解説	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第 3 条により指定された農用地土壌汚染対策地域の指定解除率(/) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき農用地土壌汚染対策地域に指定された地域の累積面積 対策事業が完了し対策地域の指定が解除された累積面積 当該年度末に農用地土壌汚染対策地域に指定されている地域数(一部が指定解除された地域を含む) 農用地土壌汚染対策地域の指定が全解除された地域数の累計	
評価に用いた 資料等	○ 農用地土壌汚染防止対策の概要(平成 17 年 12 月)(公開)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	FAO/WHO 合同食品規格委員会において食品中のカドミウムの基準値が検討されているほか、食品安全委員会が厚生労働省の諮問を受けてカドミウム摂取について検討を行っており、農用地土壌汚染対策地域の指定要件と密接に関連する。
-------------------	--

施策番号 及び施策名	- 4 土壌環境の保全	下位目標 2
指標名	土壌汚染対策法に基づく、措置の必要な指定区域における措置等の実施率 (参考) 土壌汚染対策法に基づく指定区域として指定された数(年度別) (参考) 汚染の除去により指定区域が解除された数(累計)	
指標の解説	土壌汚染対策法第 5 条に基づき指定された区域(指定区域)のうち、土地の現況や利用方法等からみて、人の健康被害を防止するために新たに汚染の除去等の措置を講ずることが必要であることが判明したものについて、必要な措置が実施され、又は具体的措置の検討が行われている区域の割合 指定区域として指定された区域数 土壌の特定有害物質に係る汚染の除去等の措置のうち、掘削除去又は原位置浄化による土壌汚染の除去が行われ、指定基準に適合する状態となったことから、区域の指定が解除された区域数の累計	
評価に用いた 資料等	○ 土壌汚染対策法に基づく指定区域台帳(公開)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 4 土壌環境の保全	下位目標 3
指標名	ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除率 (参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定面積(累計) (参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除面積(累計) (参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域数(年度末) (参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域解除数(累計)	
指標の解説	ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条に基づき指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除率($\frac{1}{(\quad + \quad)}$) ダイオキシン類対策特別措置法に基づきダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域の累積面積 対策事業が完了し対策地域の指定が解除された累積面積 当該年度末にダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定されている地域数 ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定が解除された地域数の累計	
評価に用いた 資料等	○ダイオキシン類に係る環境調査結果(公開) ○ダイオキシン類対策特別措置法 施行状況(公開) ○ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策地域の指定の報告(非公開)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 5 - (3)	評価年月	平成 18 年 4 月
施 策 名	一般廃棄物対策 (排出抑制・再生利用・適正処理等)	担当部局	廃棄物・リサイクル対策部
		評 価 者	廃棄物対策課長 粕谷 明博

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	4 章	廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策
施策(節)	1 節	環境問題の各分野に係る施策	施策(節)	4 節	廃棄物の適正な処理の推進
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等の推進を図る。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴う施設の改修工事に対する補助費の削減により減額となっている
	金額(単位:千円)	111,918,017	80,633,214	63,471,251	
	一般会計	111,418,017	79,633,214	62,966,251	
	特別会計	500,000	1,000,000	1,505,000	

施策の目標に対する総合的な評価

近年、高水準で排出される廃棄物により、最終処分場のひっ迫、ダイオキシン類の発生等、様々な問題が生じていることから、循環型社会の実現を目指し、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下で、それぞれが積極的な取り組みを図ることが必要となっている。	
そのような状況の中、施策目標の達成に向け、次のような成果が得られている。	
○ 一般廃棄物の排出量は、基準年である平成 9 年度比では増加しているものの、平成 12 年度以降若干ながらも減少する傾向にあるが、その成果は十分ではない。	
○ 一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類は、平成 22 年度目標値(51g-TEQ)に向け、順調に減少している。	

残された課題・新たな課題

○ 循環型社会形成に向け、廃棄物の発生抑制、再使用により排出量を減らすことも視野に入れた再生利用、適正処理等に向けた各種施策の推進	
○ 一般廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出量の一層の削減(平成 22 年において 51g-TEQ)	

今後の取組

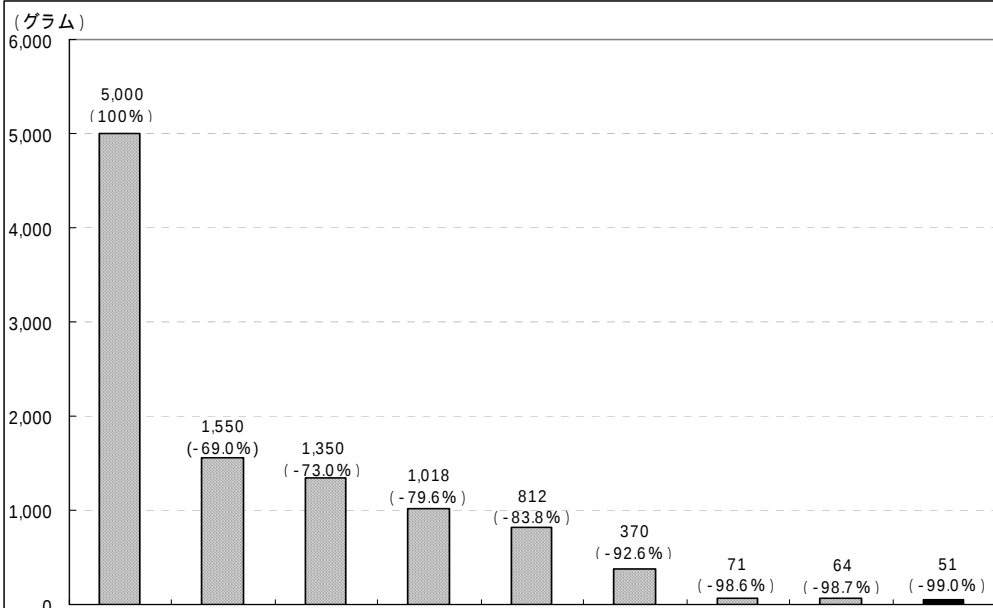
○ 「循環型社会形成推進交付金制度」の活用によるダイオキシン類対策や資源・エネルギー回収のための廃棄物処理施設の整備	
○ 廃棄物処理に伴う有害化学物質対策、廃棄物適正処理、循環型社会構築技術などの研究開発の推進	
○ 一般廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、適正処理等処理事業の効率化のための支援	
○ 市町村による災害廃棄物処理に係る防災体制の整備の促進	

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1		平成 22 年度において、平成 9 年度に対し、一般廃棄物の排出量を約 5%削減、リサイクル率を約 11%から 24%に増加、最終処分量をおおむね半分に削減する。																																																											
指標の名称		一般廃棄物の排出量 一般廃棄物のリサイクル率 一般廃棄物の最終処分量																																																											
指標年度・単位		単位	H 13 年度	H14 年度	H15 年度	目標値	H22 年度																																																						
指標		百万トン	55	54	54		49																																																						
		%	15	16	17		24																																																						
		百万トン	9.9	9	8.5		6.4																																																						
目標を設定した根拠等		基準年	平成 9 年度	基準年の値	53	11	12																																																						
		根拠等	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針																																																										
達成状況		平成 15 年度の一般廃棄物(ごみ)の排出量は、図 1 で示すように、基準年である平成 9 年度比では増加しているものの、平成 12 年以降年度若干ながらも減少する傾向にある。 図 1 一般廃棄物の排出量(万トン) <table><thead><tr><th>年度</th><th>排出量(万トン)</th></tr></thead><tbody><tr><td>H 9</td><td>5,500</td></tr><tr><td>H 10</td><td>5,600</td></tr><tr><td>H 11</td><td>5,600</td></tr><tr><td>H 12</td><td>5,800</td></tr><tr><td>H 13</td><td>5,700</td></tr><tr><td>H 14</td><td>5,600</td></tr><tr><td>H 15</td><td>5,600</td></tr><tr><td>H 22</td><td>5,300</td></tr></tbody></table> 平成 15 年度において、一般廃棄物のリサイクル率が 17%となっており、順調に増加している。 一般廃棄物のリサイクル率(%) <table><thead><tr><th>年度</th><th>リサイクル率(%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>H 9</td><td>13</td></tr><tr><td>H 10</td><td>14</td></tr><tr><td>H 11</td><td>15</td></tr><tr><td>H 12</td><td>16</td></tr><tr><td>H 13</td><td>17</td></tr><tr><td>H 14</td><td>18</td></tr><tr><td>H 15</td><td>19</td></tr><tr><td>H 22</td><td>24</td></tr></tbody></table> 平成 15 年度において、一般廃棄物の最終処分量は平成 9 年度比で 29%減少しており、順調に削減が進んでいる。 一般廃棄物の最終処分量(万トン) <table><thead><tr><th>年度</th><th>最終処分量(万トン)</th></tr></thead><tbody><tr><td>H 9</td><td>1,250</td></tr><tr><td>H 10</td><td>1,200</td></tr><tr><td>H 11</td><td>1,150</td></tr><tr><td>H 12</td><td>1,100</td></tr><tr><td>H 13</td><td>1,050</td></tr><tr><td>H 14</td><td>1,000</td></tr><tr><td>H 15</td><td>900</td></tr><tr><td>H 22</td><td>700</td></tr></tbody></table>						年度	排出量(万トン)	H 9	5,500	H 10	5,600	H 11	5,600	H 12	5,800	H 13	5,700	H 14	5,600	H 15	5,600	H 22	5,300	年度	リサイクル率(%)	H 9	13	H 10	14	H 11	15	H 12	16	H 13	17	H 14	18	H 15	19	H 22	24	年度	最終処分量(万トン)	H 9	1,250	H 10	1,200	H 11	1,150	H 12	1,100	H 13	1,050	H 14	1,000	H 15	900	H 22	700
年度	排出量(万トン)																																																												
H 9	5,500																																																												
H 10	5,600																																																												
H 11	5,600																																																												
H 12	5,800																																																												
H 13	5,700																																																												
H 14	5,600																																																												
H 15	5,600																																																												
H 22	5,300																																																												
年度	リサイクル率(%)																																																												
H 9	13																																																												
H 10	14																																																												
H 11	15																																																												
H 12	16																																																												
H 13	17																																																												
H 14	18																																																												
H 15	19																																																												
H 22	24																																																												
年度	最終処分量(万トン)																																																												
H 9	1,250																																																												
H 10	1,200																																																												
H 11	1,150																																																												
H 12	1,100																																																												
H 13	1,050																																																												
H 14	1,000																																																												
H 15	900																																																												
H 22	700																																																												

下位目標 2		一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成 22 年末において 51g-TEQ / 年以下とする。																																	
指標の名称		一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量																																	
指標年度・単位		単位	H14 年度	H15 年	H16 年	目標値	H22 年																												
指標		g-TEQ	370	71	64		51																												
目標を設定した根拠等		基準年	平成 15 年度	基準年の値	71g-TEQ																														
		根拠等	我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画																																
達成状況		一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量について、平成 16 年度は平成 15 年度の 71g-TEQ から 64g-TEQ となり、順調に減少している。																																	
		(グラム) <table><thead><tr><th>年度</th><th>排出量 (グラム)</th><th>前年比 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成 9 年</td><td>5,000</td><td>(100%)</td></tr><tr><td>平成 10 年</td><td>1,550</td><td>(-69.0%)</td></tr><tr><td>平成 11 年</td><td>1,350</td><td>(-73.0%)</td></tr><tr><td>平成 12 年</td><td>1,018</td><td>(-79.6%)</td></tr><tr><td>平成 13 年</td><td>812</td><td>(-83.8%)</td></tr><tr><td>平成 14 年</td><td>370</td><td>(-92.6%)</td></tr><tr><td>平成 15 年</td><td>71</td><td>(-98.6%)</td></tr><tr><td>平成 16 年</td><td>64</td><td>(-98.7%)</td></tr><tr><td>削減目標値 (平成 22 年)^{注2)}</td><td>51</td><td>(-99.0%)</td></tr></tbody></table>						年度	排出量 (グラム)	前年比 (%)	平成 9 年	5,000	(100%)	平成 10 年	1,550	(-69.0%)	平成 11 年	1,350	(-73.0%)	平成 12 年	1,018	(-79.6%)	平成 13 年	812	(-83.8%)	平成 14 年	370	(-92.6%)	平成 15 年	71	(-98.6%)	平成 16 年	64	(-98.7%)	削減目標値 (平成 22 年) ^{注2)}
年度	排出量 (グラム)	前年比 (%)																																	
平成 9 年	5,000	(100%)																																	
平成 10 年	1,550	(-69.0%)																																	
平成 11 年	1,350	(-73.0%)																																	
平成 12 年	1,018	(-79.6%)																																	
平成 13 年	812	(-83.8%)																																	
平成 14 年	370	(-92.6%)																																	
平成 15 年	71	(-98.6%)																																	
平成 16 年	64	(-98.7%)																																	
削減目標値 (平成 22 年) ^{注2)}	51	(-99.0%)																																	
		注) 各年の排出量は、前年 12 月 1 日～当年 11 月 30 日における排出量を示す。																																	

下位目標 3		廃棄物処理施設整備計画に従って適正な処理施設、最終処分場等の整備を促進し、地域ごとに必要となる施設を継続的に確保するとともに、市町村に対する支援を通じて生活環境の保全を図る。					
指標の名称		ごみ発電の総発電能力 ごみ発電の総発電量					
指標年度・単位		単位	H14 年度	H15 年度	H16 年度	目標値	H21 年度
指標		MW	1,365	1,441	1,491		2400
		GWh	6,366	7,100	7,129		11,800
目標を設定した根拠等		基準年	-	基準年の値	-		
		根拠等	京都議定書目標達成計画、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針				
達成状況		平成 21 年度目標値(総発電能力 2,400MW、総発電量 11,800GWh)に対し、毎年、施設への余熱利用設備の設置の補助などにより、ごみ発電の整備は進めており、現在の達成状況は目標値の 60%となっている。					

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

【必要性】

- 近年、我が国における社会経済活動が拡大し、国民生活が物質的に裕福になる一方で、廃棄物の排出量は高水準で推移し、最終処分場の残余年数のひっ迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されてきている。
- 大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが急務である。
- このため、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが必要である。
- 国は、国民及び事業者の自主的な取組を促進するため、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めるとともに、事業者による廃棄物の円滑な再生利用を図る観点から、必要な措置を講ずることが求められている。
- また国は、市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、技術的及び財政的な支援に努めることが求められている。

【有効性】

- 平成 15 年度の一般廃棄物（ごみ）の排出量は、基準年である平成 9 年度比では増加しているものの、平成 12 年以降度若干ながらも減少する傾向にある。
- 一般廃棄物のリサイクル率については毎年着実に増加しており、容器包装リサイクル法の浸透等により、今後更に増加することが予想される。
- 一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少している。
- 一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類については、平成 12 年 9 月に策定された平成 14 年度末の目標値（310g-TEQ）を達成したところであるが、平成 17 年 6 月に新たな削減目標を定めたところであり、平成 16 年（平成 15 年 12 月 1 日から平成 16 年 11 月 30 日まで）は平成 15 年に比べ 7g-TEQ 削減した。
- 一般廃棄物処理施設等については、平成 17 年度に、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物・リサイクル施設の整備を推進するため、循環型社会形成推進交付金制度を創設したところであり、平成 17 年度には 87 地域において新たに施設整備及び調査等が実施された。
- 平成 17 年 5 月に「廃棄物処理基本方針」の見直しを行い、さらに平成 18 年度には、ごみの有料化に関するガイドラインを策定することにより、廃棄物の減量・リサイクルの推進を図ることとしている。
- 市町村において水害発生時における廃棄物処理が迅速に行われるよう、平成 17 年 6 月に、「水害廃棄物対策指針」を策定した。これにより水害時に発生する廃棄物の適正な処理を図ることとしている。

【効率性】

- 一般廃棄物処理施設の整備事業については、市町村等において循環型社会形成推進地域計画の作成に当たって費用対効果分析を行っており、国はその分析を参考に補助採択を決定し、効率性の一層の向上を図っている。
- 循環型社会の形成に向け、排出抑制、再生利用及び適正処分を推進するために効率性の高い施策を推進しているところである。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

- 目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1～3 を統合・整理して今回新たに下位目標 1 とし、下位目標 5、6 を統合・整理して今回新たに下位目標 3 とした。
- 昨年の下位目標 4 において、一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量に関する目標は達成され、平成 17 年 6 月に、「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」の変更を行い新たな削減目標を定めたため、今回の下位目標 2 において指標の目標値を更新した。
- 昨年の下位目標 5、6 では指標を設けていなかったが、廃棄物処理施設における熱回収は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において廃棄物の循環的利用の一つとして位置づけられており、その整備が求められていることから、今回の下位目標 3 において新たに廃棄物処理施設から発生するゴミ発電に関する発電能力及び発電量を指標及び目標値として設定した。

< 内閣としての重要施策等 >

- 施政方針演説: 第 159 回国会 (平成 16 年 1 月 19 日)
第 162 回国会 (平成 17 年 1 月 21 日)
第 164 回国会 (平成 18 年 1 月 20 日)
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004 (平成 16 年 6 月 4 日)
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005 (平成 17 年 6 月 21 日)
- 主要国首脳会議(シーアイランド・サミット) (平成 16 年 6 月 10 日)
持続可能な開発のための科学技術〔骨子〕(3R 行動計画)
- G8 エピアン科学技術行動計画を踏まえて、新たな取り組みを含む「持続可能な開発のための科学技術の次なる措置: 3R イニシアティブに関する行動計画」を採択。
- 3R イニシアティブ閣僚会合 (平成 17 年 4 月 30 日)
- バイオマス・ニッポン総合戦略 (平成 18 年 3 月 31 日)

予算事項 (事務事業) について

当該施策に関する主な政策手段等 (法律・税制等)

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)

下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額 (千円)	H17 当初		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	一般廃棄物処理施設からの未規制物質の排出実態及びその低減化に関する調査	8,000	8,100	→
	一般廃棄物処理事業等調査	9,000	6,500	→
	一般廃棄物に係る新基準策定調査	6,000	4,000	→
	適正処理困難物の最適回収・処理システム開発調査	3,800	2,800	→
	市町村等における廃棄物処理施設の適正発注マニュアル作成に関する調査	4,900	3,200	×
	廃棄物処理施設の効率的な整備促進に関する調査	-	31,200	→
	し尿処理施設等施設整備費	4,331,791	2,282,690	→
	廃棄物循環型処理施設	33,583,170	20,497,631	→
	廃棄物循環型基幹改進黨業費補助	378,924	512,441	→
	首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額	253,000	98,000	→
	循環型社会形成推進交付金	23,000,000	43,000,000	→
	特定化学物質排出量等届出支援システム改善等経費	4,528	8,475	→
	ゴミゼロ型社会推進事業費	93,926	45,092	↓
	ゴミゼロ型社会推進事業費 (地方環境対策分)	-	38,983	→
	廃棄物処理技術等情報提供システム管理・運営費	7,899	7,945	→
	不適正処分場による土壌汚染防止方針検討調査費	4,935	6,244	×
	一般廃棄物処理における RoHS 規制対策物質等対策調査	-	14,246	→
	廃棄物処理事業災害対策費	100,000	100,000	↑
	市町村の廃棄物処理事業の 3R 化に向けた改革調査費	-	-	新
	バイオマス系廃棄物のリサイクル・エネルギー利用のためのデータベース化・モデルシステム化調査	-	-	新
	㉑ 廃棄物処理施設入札・契約適正化システム管理・運営費	-	-	新
	㉒ 首都圏震災廃棄物対策費	-	-	新
	㉓ 未利用エネルギー利活用推進事業	-	-	新
2	ダイオキシン削減対策総合推進費	14,557	12,770	→
3	廃棄物処理施設における温暖化対策事業	1,505,000	1,505,000	→

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
1 -	市町村等における廃棄物処理施設の適正発注を支援するためのマニュアル作成に関する調査が平成 18 年度に終了するため終期を迎えるものである。	平成 18 年度に廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約のマニュアルを取りまとめ、都道府県を通じて市町村に配布し、適正運用を促す。
1 -	不適正処分場に起因する土壤汚染防止対策手法を取りまとめるための調査が平成 18 年度に終了するため終期を迎えるものである。	代替施策はないが、平成 18 年度に、土壤汚染対策手法のマニュアルを取りまとめ、都道府県を通じて市町村に配布する予定である。

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 5 - (3) 一般廃棄物対策 (排出抑制・再生利用・適正処理等)	下位目標 1
指標名	一般廃棄物の排出量 一般廃棄物のリサイクル率 一般廃棄物の最終処分量	
指標の解説	一般廃棄物の排出量は、市町村が回収する「計画収集量」、住民等が直接搬入する「直接搬入量」、住民団体により回収する「集団回収量」の総和である。 一般廃棄物のリサイクル率は、〔直接資源化量 + 中間処理後の再生利用量 + 集団回収量〕 ÷ 〔ごみの総処理量 + 集団回収量〕で表される。 一般廃棄物の最終処分量は、焼却灰等中間処理後の埋立量と直接埋立量の総和である。	
評価に用いた 資料等	一般廃棄物の排出及び処理状況等 (平成 15 年度実績) について	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 5 - (3) 一般廃棄物対策 (排出抑制・再生利用・適正処理等)	下位目標 2
指標名	一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量	
指標の解説	個々の焼却施設の運転データ (年間焼却量、排ガス量) 及び排ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果等により推計を行い算出している。	
評価に用いた 資料等	一般廃棄物焼却施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度について	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 5 - (3) 一般廃棄物対策 (排出抑制・再生利用・適正処理等)	下位目標 3
指標名	ごみ発電の総発電能力 ごみ発電の総発電量	
指標の解説	、ごみ発電とは、ごみを焼却する時に発生する高温の排出ガスの持つ熱エネルギーを回収し、発電を行うものである。対象は、市町村・事務組合が設置した施設で、平成 15 年度に着工された施設及び休止施設を含み、廃止施設を除いている。標準ごみ質における仕様値、公称値に基づき算出している。	
評価に用いた 資料等	「日本の廃棄物処理」平成 15 年度版	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 6 - (4)	評価年月	平成 18 年 4 月
施 策 名	国際協調による取組の推進	担当部局	環境保健部
		評 価 者	環境安全課長 上家 和子

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	重点分野ごとの環境政策の展開	政策(章)	5 章	化学物質対策
施策(節)	1 節	5 化学物質対策	施策(節)	3 節	国際的動向を踏まえた取組
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 化学物質関係の各条約(POPs 条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、PIC 条約(国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続きに関するロッテルダム条約))に関連する国内施策を推進するとともに、OECD(経済協力開発機構)、UNEP(国連環境計画)等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	317.821	313.977	355.169	
	一般会計	317.821	313.977	355.169	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

平成 17 年度においては、条約等に関連する国内施策としては、POPs 条約国内実施計画の策定、POPs 国内モニタリングの推進、GHS(化学品の分類表示に関する世界調和システム)に基づく約 1,500 の化学物質の分類作業の完了等の成果があった。 国際機関との連携については、SAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)及び OECD 化学品プログラムにおいて、議長等の中核メンバーとして積極的に対応した。 諸外国との国際協力については、東アジア POPs モニタリングワークショップの開催、東アジア地域における POPs モニタリングの実施等の成果があった。 これらの成果を総合すると、目標達成に向け進展があったと評価できる。
--

残された課題・新たな課題

- 我が国の化学物質管理システムを東アジア地域のデファクトスタンダード(事実上の標準)と位置づけること。 - 平成 18 年 2 月に採択された SAICM に関する国内実施計画及びアジア太平洋地域実施計画の策定。 - POPs 条約の対象物質の追加への対応。 - 国連環境計画における地球規模での有害金属汚染問題の議論に対応し、我が国を含む東アジア地域における排出・汚染の現状や長距離移動を解明すること。 - GHS の導入目標年(平成 20 年)に向けた制度の普及。

今後の取組

- 東アジアにおける行政官レベルの化学物質管理ネットワークを構築する。 - SAICM 国内実施計画を策定する。また、アジア太平洋地域 SAICM 実施計画の策定に向け、リーダーシップを発揮する。 - 我が国からの POPs 条約対象物質追加の提案、国際的な有害金属対策の検討作業への貢献など、地球規模での対策の立案に貢献する。 - 化学品に関する表示や情報伝達のしくみの整備など、条約等に関連する国内の取組を強化することとし、これらの業務の執行に必要な定員を要求する。
--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	

当該施策の目標の指標等（該当なし）

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

【必要性】

○ POPs 条約、PIC 条約、GHS、SAICM、OECD 関係会合とも、化学物質管理に関する国際的に重要な取組であり、我が国として、国際的な議論に参画・貢献するとともに、適切な国内対応施策を講じる必要性は高い。

【有効性】

化学物質の適正な管理においては、有害性等の評価基準を国際的に整合させること、安全性の点検作業を国際的に分担すること、地球規模での汚染が問題となる物質に各国協力して対処すること等の側面から、国際協調の下で対策を進めることが極めて有効である。こうした面からの取組の現状は以下のとおり。

○ POPs 条約については、従来からの国内の POPs モニタリングを継続するとともに、平成 16 年度からは東アジア地域におけるモニタリングを開始し、17 年度は、東アジア地域における POPs モニタリングの協力体制を構築していくための国際ワークショップを開催した。また、17 年 5 月には POPs の製造・使用の禁止等の POPs 条約に基づく義務を履行するための国内実施計画を策定した。

○ PIC 条約については、締結（平成 16 年 6 月）後、有害化学物質の国際取引について、適正な管理・運用が行われている。

○ SAICM の採択に至る準備会合、国際化学物質管理会議に出席し、策定過程に積極的に関与した。

○ OECD については、化学品合同会合をはじめ、各種化学物質関係会合に参加し、我が国の化学物質管理制度の紹介や意見交換を通じて、化学物質管理における国際連携を強化した。

【効率性】

○ GHS については、17 年度より関係各省と連携して化学物質の危険有害性分類事業を開始するなど、円滑な実施へ向け、必要かつ有効な施策を効率的に展開した。

○ POPs 条約・PIC 条約・OECD 等に対しても、関係各省と調整しつつ、作業を分担して効率的に対応した。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

○ 目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1 を目標に統合・整理した。

○ 昨年度評価書の下位目標 1 に設定していた指標「POPs 条約に基づく国内実施計画の策定」、「POPs 条約を踏まえた POPs モニタリングの実施」、「PIC 条約の締結」、「我が国への GHS の導入」、「OECD 等との連携強化」については、定量的でなく指標として適切でないため、今回「評価・分析」等のなかで直接評価することとした。

< 内閣としての重要施策等 >

○ 関係省庁：内閣府・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省等

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）

○ POPs 条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）（平成 16 年 5 月）

○ PIC 条約（国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続きに関するロッテルダム条約）（平成 16 年 2 月）

下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額（千円）	H17 当初		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
目標	POPs 条約拠出金	-	17,784	↓
	化学物質国際協力費	4,563	13,584	↑
	POPs 条約総合推進費	265,987	229,817	→
	GHS 等総合推進費	32,166	26,700	×
	国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査	-	67,284	→
	非意図的生成の残留性有機汚染物質（大気）対策調査費（再掲： -2）	-	-	→

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
	平成 17 年度より行ってきた GHS 分類作業終了のため、「化学物質国際協力費」と統合することにより当該予算事項を廃止する。	「化学物質国際協力費」と統合することで、引き続き GHS 等推進のための必要な施策を効率的に行っていく。

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 7 - (5)	評価年月	平成 18 年 4 月
施 策 名	動物の愛護及び管理	担当部局	自然環境局
		評 価 者	動物愛護管理室長 東海林 克彦

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	6 章	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
施策(節)	1 節	6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	施策(節)	9 節	飼養動物の愛護・管理
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進することにより国民の意識の向上を図り、動物の愛護と適正な管理を通じた人と動物との共生を図る。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	52.611	73.321	43.003	
	一般会計	52.611	73.321	43.003	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

動物愛護管理の普及啓発を推進するために、普及啓発資料の配付や動物愛護週間行事の実施(ポスターデザインコンクール、シンポジウム等)、自治体職員に対する講習会の実施、獣医師等を対象としたマイクロチップ埋込み技術マニュアルの作成及び技術講習会の開催等を実施。 また、動物愛護管理法が平成 17 年 6 月に改正され、飼い主責任の強化、動物取扱業者の届出制が登録制に強化、特定動物の全国一律の飼養許可制の導入、環境大臣による基本指針の策定等の措置が実施されることとなった。このため、同法の適切かつ着実な運用を図るため、普及啓発リーフレットを作成したほか、同法の施行に向けて必要となる基準・指針等の策定・改定のための検討を行い、動物取扱業に関する基準、特定動物(危険な動物)に関する基準等、動物の所有者明示の措置要領、家庭動物等の飼養保管基準、展示動物の飼養保管基準、犬及びねこの引取り等の措置要領の策定・改定等を実施。 これらの実施により、都道府県等による犬及びねこの引取り数が減少の傾向を維持する等、動物取扱業者、動物飼養者等の動物愛護管理の意識が向上し、人と動物との共生という目標達成に向け進展があった。

残された課題・新たな課題

- ますます多様化している国民の動物の愛護及び管理に関する要望等へのきめ細かい対策が課題である。 - 改正動物愛護管理法に基づき、動物の愛護及び管理に関する基本指針を定め、動物愛護管理の施策の強化に取り組むために、更なる法律等の周知及び国民への普及を強化していく。

今後の取組

- 動物の愛護及び適正飼養の一層の普及啓発を図るとともに、官民連携して動物の愛護管理に取り組むこと、そうした取組に対する支援等を幅広く推進する。 - 平成 18 年秋を目途に動物の愛護及び管理に関する基本指針を策定し、各都道府県において作成する動物愛護管理推進計画の作成指導を実施する。 - 引き続き、個体識別措置の普及等の措置を実施する。 - 改正動物愛護管理法の適切かつ着実な運用を図るため、各種基準の策定・改定等を行う。 「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置」の周知徹底、都道府県等における引取動物や収容動物の譲渡及び返還の促進のためのデータベース・ネットワークシステムの一層の活用等により、犬ねこの引取り数や殺処分数の減少を図る。
--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	効果的な普及啓発資料の作成や、都道府県等との連携による啓発事業の実施による家庭動物の終生飼養の推進により、動物の愛護と適正な管理について広く理解と関心を得る。また、動物販売業者など動物取扱業者の実態把握に努めるとともに、動物の適正飼養に関する知識・技能の伝達講習会を実施し、都道府県等による動物愛護及び管理の取組への支援を行い、動物の適正飼養を推進する。					
指標の名称	都道府県等による犬ねこの引取り数 (参考) 国、都道府県、政令指定都市、中核市における動物愛護週間行事の実施状況					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
指標	頭	362,096	322,660	集計中(H18 中)		減少傾向の維持
	%	95	96	95		-
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値	-		
	根拠等	動物の愛護及び管理に関する法律				
達成状況	平成 17 年度においては、法改正に係る内容の普及啓発リーフレットの作成、動物愛護週間中央行事の開催、都道府県職員を対象とした動物適正飼養講習会の開催等を行った。これらの効果により、都道府県等による犬及びねこの引取り数が減少の傾向を維持する等、動物の適正飼養の推進が行われている。					

下位目標 2	「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」の公布(平成 17 年 6 月)に伴い、改正法の適切かつ着実な運用に必要な措置を講じる。
達成状況	改正法の施行に向けて必要となる基準・指針等の策定・改定のための検討を行い、平成 17 年度においては、動物取扱業に関する基準、特定動物(危険な動物)に関する基準等、動物の所有者明示の措置要領、家庭動物等の飼養保管基準、展示動物の飼養保管基準、犬及びねこの引取り等の措置要領の策定・改定等を行った。

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

【必要性】

- 都市化の進展や少子高齢化等により、ペット動物の重要性が高まる一方で、動物の虐待事件や不適正な飼養によるトラブル等の問題が顕在化しており、動物の適正な飼養管理が社会全体から望まれている。
- 動物の愛護と適正な管理を維持するため、国や都道府県等の行政のみならず、獣医師や愛護団体、動物取扱業者等の民間とも連携協力して取り組んでいくことが必要である。

【有効性】

- 動物愛護週間中に中央行事及び地方行事を実施するとともに、動物の愛護や動物による迷惑防止等の啓発ポスターを作成することにより、広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解の深化を図った。
- 都道府県等における引取動物や収容動物の譲渡及び返還の促進のためのインターネットを活用した広域的なデータベース・ネットワークシステムの統一規格を作成するとともに、適正な譲渡を推進するためのガイドラインを作成することにより、動物の終生飼養を推進した。
- 動物愛護推進員などの活動事例集の作成により、都道府県等における動物愛護推進員制度をサポートした。
- 獣医師等を対象としたマイクロチップ埋込みのための技術マニュアル(教本及びDVD)の作成及び技術講習会を開催することにより、特定(危険な)動物及び特定外来生物の飼養に係る個体識別措置の実施体制の整備を図った。
- 改正動物愛護管理法に関するリーフレットを作成することにより、改正動物愛護管理法の内容の周知・普及を図った。
- 動物取扱業に関する基準、特定動物(危険な動物)に関する基準等、動物の所有者明示の措置要領、家庭動物等の飼養保管基準、展示動物の飼養保管基準、犬及びねこの引取り等の措置要領の策定・改定等を行うことにより、改正動物愛護管理法の適切かつ着実な運用に向け取り組んだ。

【効率性】

- 動物の愛護と適正な管理について、広く国民に周知していくためには、リーフレット等のほか、引き続き、関係団体を通じた普及啓発やインターネット等の活用等を進めていくことが効果的であり、効率的である。
- 動物の愛護と適正な管理を推進するためには、国や自治体の行政に加えて、民間団体等と連携した取組を推進することが効果的かつ効率的である。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

- 目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1 及び 2 を統合・整理して今回新たに下位目標 1 とした。また、その他下位目標等の表現についても見直しを図った。

< 内閣としての重要施策等 >

-

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
○ 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17 当初		
		H18 当初	H19 反映	
1	動物愛護管理推進費	43,003	107,037	→
	動物愛護普及啓発事業	-	5,341	→
2	動物愛護管理推進費(再掲:下位目標 1)	-	-	↑

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 7 - (5) 動物の愛護及び管理	下位目標 1
指標名	都道府県等による犬ねこの引取り数 (参考) 国、都道府県、政令指定都市、中核市における動物愛護週間行事の実施状況	
指標の解説	都道府県等において引き取った犬ねこの数 都道府県、政令指定都市、中核市において、動物愛護週間行事を実施した自治体の割合	
評価に用いた 資料等	動物愛護管理事務提要(非公開) 動物愛護週間地方行事一覧(公開)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	新たに中核市になった自治体の準備状況等
-------------------	---------------------

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 3	評価年月	平成 18 年 4 月
施 策 名	環境パートナーシップの形成	担当部局	総合環境政策局
		評 価 者	民間活動支援室長 瀧口 直樹

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力にかかる施策
施策(節)	3 節	2 各主体の自主的積極的行動の促進に係る施策	施策(節)	2 節	環境教育・環境学習の推進及び環境保全活動の促進
その他関連する個別計画			-		

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体が、環境保全に関してそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	222.486	278.905	271.819	
	一般会計	222.486	278.905	271.819	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

- 地球環境パートナーシッププラザ(以下、プラザという) / 地方環境パートナーシップオフィス(以下、地方 EPO という)では、パートナーシップ促進に関する様々な支援策を実施してきた。その結果、パートナーシップについての理解が各主体に広がり、また、地方 EPO の設置により、地域でのパートナーシップ促進の取組を展開できるようになってきている。 - 地方公共団体において NPO や市民との協働での取組は進んできているが、行政の側の職員が依然こうした手法に不慣れであることや、事業実施・評価の制度もパートナーシップの観点から十分整備されていない。 - 環境政策作りへの民間の参画については、環境政策提言プロセスの中で提言実現のための実証調査を実施するなど、その効果的な実現を図る動きが出てきているが、民の側の高質な政策提言能力の向上には十分取り組めていない。 - プラザでは、環境報告書などの収集・整理・情報提供により企業と NPO、市民とのコミュニケーションの支援を行ってきたが、企業と NPO、市民とのパートナーシップ支援の在り方についての検討・分析、情報発信は十分できていない。 - 国際的視点、特にアジア太平洋地域でのパートナーシップの在り方についての取組には十分手が着いていない。 - タウンミーティングや MOE メール等により、環境省の政策に関する国民への説明、国民との対話が推進された。

残された課題・新たな課題

- 行政において、パートナーシップでの取組を進める人づくり、制度作りを進める。 - 企業と NPO、市民との間のパートナーシップづくりの促進のための取組を進める。 - NPO 等の政策提言能力の向上を図る。 - 地域にあったパートナーシップの促進を図る。 - アジア太平洋地域での環境を巡るパートナーシップについて、課題を整理し、方向性を明らかにする。 - タウンミーティングや MOE メールへの参加主体の多様化。

今後の取組

- パートナーシップによる取組について、分野を絞って人づくり、制度作りの基盤となる情報・考え方の発信を進める。 - CSR(企業の社会的責任)について、企業と NPO、市民とのパートナーシップに焦点を当て、望ましい姿を示す。 - 政策提言能力向上を図るため、セミナーなどを実施し、地方 EPO、官民パートナーシップでの政策作りを促進する。 - 四国と九州の地方 EPO の整備を推進するとともにこれを活用し、地域でのパートナーシップづくりの促進を図る。 - 国連大学や UNEP 等との協力により、アジア太平洋地域でのパートナーシップ促進のための研究事業を実施する。 - より多様な主体によるタウンミーティングや MOE メールへの参加と双方向性の促進を図る。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1		プラザ及び地方 EPO の整備を活用した各主体間の交流ネットワークの構築による取組の促進や、NPO 等からの政策への提案を施策に反映する仕組みを構築する等、民間団体等が行う環境保全活動を支援する。					
指標の名称		ホームページアクセス件数 環境らしんばん登録団体数 メールマガジン配信人数					
指標年度・単位		単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H18 年度
指標		万件	180	226	337		300
		団体	588	632	743		2,000
		人	2,178	2,506	2,924		3,000
目標を設定した根拠等		基準年	平成 13 年度		基準年の値	106 万件	504 団体 1,467 人
		根拠等	プラザホームページへの平成 13 年度のアクセス数を 3 倍程度に増加する。 平成 13 年度 NGO 総覧に掲載されている団体(4,132)の半数が環境らしんばんに登録する。 平成 13 年度のメールマガジンの配信数を倍増する。				
達成状況		○各主体間のネットワークの構築を促進するため、地球環境パートナーシッププラザのホームページやメールマガジン等からの情報提供を行っており、アクセス数、配信数はいずれも着実に増加し、ホームページアクセス数に関しては当初の目標値に到達した。また、メールマガジン配信数も 18 年度には目標達成の見込みである。 ○環境関係 NPO の活動等を HP 上で紹介している「環境らしんばん」の団体登録数も増加しており、各主体間のネットワークの構築の促進に貢献しているが、その数は活動している団体数に比べまだまだ少なく、より積極的に広報していく必要がある。 ○環境 NPO 等と環境省との政策立案面におけるパートナーシップを促進・強化するために、NPO 等から環境に関する優れた政策提言を募集したところ、40 件の応募があり、優秀な提言の選定、発表会の開催を行った。また、昨年度選出された特に優れた提案については、環境省の政策へ反映するとともに、行政と NPO のパートナーシップによる政策形成の可能性について検討するために、フィージビリティスタディ(政策実現に向けての実証調査)を実施した。					

下位目標 2		国民との直接対話による政策等に関する情報提供、意見交換等により政策の企画段階での参加を促進し、国民との直接対話を通じた政策の企画、立案、実施を図る。					
指標の名称		タウンミーティングの開催回数 タウンミーティングの参加者数 MOE メールの件数(環境省が所管する内容のものに限る)					
指標年度・単位		単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
指標		回	2	1	1		-
		人	703	213	145		
		件	7,624	10,766	12,495		
目標を設定した根拠等		基準年	-		基準年	-	
		根拠等	-				
達成状況		○タウンミーティングを国内 1 カ所(東京都千代田区)で開催し、地域住民との対話を進めることにより、環境省の政策についての国民の理解が促進された一方、平日に開催したため、前回より参加者数が減少した。 ○MOE メールの件数は、前年度から 16%増加した					

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

【必要性】

- 持続可能な社会の実現には、NPO、企業等の多様な主体が自主性を発揮しつつ各主体が分野を越えてネットワークを構築し、環境保全活動に取り組む必要がある。地方公共団体や企業などこうしたパートナーシップが必要であることは理解し、協力事業を行うようになってはいるが、パートナーシップの考え方についての NPO 側との理解の共有や、パートナーシップによる事業の効果的な進め方などについては、まだまだ模索中である。これらの取組を広げていくために、プラザ／地方 EPO を拠点とし、各主体のより効果的なパートナーシップ実現のため様々な取組を行う必要がある。
- 環境行政には各主体とのパートナーシップでの取組が不可欠であり、そのためには環境省だけで政策を立案するのではなく、環境 NPO 等の優秀な発想を積極的に政策に反映し、パートナーシップの下での取組を促進していくことが必要である。そのためには、NGO／NPO・企業による環境政策提言の場を作り、優れた提案を施策に反映するための仕組みが必要である。
- 近年、公平性、透明性の高い行政の推進と、行政への国民参加が求められていること、また、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向けた国民一人ひとりの意識高揚を図ることが喫緊の課題となっていることから、環境省の政策を直接国民に説明し、対話を行う試みであるタウンミーティングの開催や国民からの意見、問い合わせに答える MOE メールを継続することが必要である。

【有効性】

- プラザ／地方 EPO を平成 8 年に開設して以来、各主体間のパートナーシップの促進のためにホームページ上での情報提供、政策提言プロセスへの支援や情報提供を行ってきた。その結果環境分野の取組における NPO 等の役割は認知されてきている。また地方公共団体や企業が NPO 等とパートナーシップによる取組を始めてきており、プラザで展開してきたパートナーシップ支援は効果があったと考えられる。
- 地方での様々な民間の取組と国レベル、国際レベルでの取組との間の連携、地方の NPO、企業と政府、国際機関や企業とのパートナーシップ促進を図るため、その拠点となる地方 EPO を整備しているが、その過程で地域でのパートナーシップ促進の動きが生まれている。
- プラザにおいて、直接国民と政策等に関する情報提供・意見交換を行うことにより、国民から環境政策に建設的に参画しようとする動きが見られている。また実際に民間からの提言が政策化されるなど、環境問題への取組について、国民と環境省のパートナーシップが構築されつつある。
- 環境省の政策を直接国民に説明し、対話を行う試みであるタウンミーティングでは、政策立案の前段階において、国民の意見を聴取し、内容を反映させることを目的に開催し、国民の有効な意見を得ることができた。
- 近年、インターネットや電子メールを利用する国民が増加していることから、国民が直接政策に対する意見等を行う手段として MOE メールは有効であり、結果、MOEメールの件数は増加傾向にあると考えられる。

【効率性】

- インターネットの活用により幅広い環境情報を全国に発信することで、各主体において情報が共有され、効率的な対応が図られるようになった。
- NPO／企業との意見交換や、政策提言プロセスにより NPO、企業、国民の意見が環境政策立案者へ届きやすくなり、こうした意見を踏まえながら、行政ニーズに柔軟かつ的確に対応できるようになってきた。
- 一方、プラザ／地方 EPO で展開される意見交換や政策提言プロセスはその対象及び参加者が依然東京に偏りがちであり、地方で取り組む NPO／企業との連携のためには、地方で活動を展開することが効率的と考えられる。
- 国民が直接参加し発言するタウンミーティングの開催、24 時間体制で国民からの意見を受け付ける MOEメールの設置といった異なる媒体を組み合わせ、国民からの意見を効率的に把握する体制を整えている。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

- より分かりやすくするため、目標について、内容の見直しを行った。
- 下位目標の指標 について、昨年までの MOEメールの件数については、環境省が所管しない内容のメールを含めたメールの着信総数であったが、環境省に対する国民の意見・提言数をより正確に表すために、平成 17 年度より環境省が所管する内容のメールの件数とした。これに伴い、平成 15 年度及び平成 16 年度のメールの件数についても修正した。

< 内閣としての重要施策等 >

-

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
○環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成 15 年法律第 130 号)				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)			
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	環境パートナーシップ推進費	104,440	117,140	→
	地方環境パートナーシップ推進費	87,259	87,222	→
	企業の社会的責任(CSR)に基づく地域環境パートナーシップ促進事業	-	15,000	→
	環境月間関連行事開催等実施経費	30,010	68,930	→
2	国民との直接対話による環境政策評価推進経費	14,737	5,932	→

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 3 環境パートナーシップの形成	下位目標 1
指標名	ホームページアクセス件数 環境らしんばん登録団体数 メールマガジン配信人数	
指標の解説	パートナーシップ情報を入手するためにプラザホームページにアクセスのあった件数 情報を発信するために環境らしんばんに登録のあった団体数 プラザ / オフィスからのタイムリーな情報をメールマガジン配信した人数	
評価に用いた 資料等	プラザ / オフィス各種統計	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 3 環境パートナーシップの形成	下位目標 2
指標名	タウンミーティングの開催回数 タウンミーティングの参加者数 MOE メール の件数 (環境省が所管する内容のものに限る。)	
指標の解説	平成 17 年度にタウンミーティングを開催した回数 平成 17 年度に開催したタウンミーティングの参加者数 平成 17 年度に寄せられた環境省が所管する内容の MOE メール の件数	
評価に用いた 資料等	-	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 4 - (2)	評価年月	平成 18 年 4 月
施 策 名	環境保全型産業活動の促進	担当部局	総合環境政策局
		評 価 者	環境経済課長 鎌形 浩史

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	3 節	1 各主体の取組	施策(節)	3 節	社会経済のグリーン化の推進に向けた取組
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	198.672	200.006	131.087	
	一般会計	98.672	100.006	81.087	
	特別会計	100.000	100.000	50.000	

施策の目標に対する総合的な評価

- グリーン購入法の対象品目等について、13 品目の追加及び 68 箇所の既存品目の基準の見直しを実施した。
 - 環境ビジネスについては、鉄道業界や化学業界など産業界の経営者と環境大臣との懇談会を開催し、意見交換を行った。また、平成 16 年度現在の我が国の環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の推計調査を実施した。さらに、第 5 回日中韓環境産業円卓会議において、各国の中小企業が環境配慮の推進が重要であるという合意がなされた。その他、ISO 等の国際会議に参加し、環境配慮手法の国際動向について情報収集を図った。
- 以上のことから、目標達成に向け進展があった。

残された課題・新たな課題

- 環境に配慮した製品・サービスの普及促進について、より効果的なグリーン購入のための特定調達品目及びその判断の基準を見直す。
- 地方公共団体、特に町村における取組を促進するための簡易なガイドライン等を作成する。また、国際的なグリーン購入の推進を図る。
- 平成 16 年度「環境にやさしい企業行動調査」によると、消費者やユーザの関心がまだ低いこと、各産業分類ごとの市場規模が分からないこと、関連する情報が十分に入手できないこと、等が環境ビジネスの課題。また、第 5 回日中韓環境産業円卓会議において、中小企業の環境マネジメントが、サプライチェーンを通じ国境を越えて要求されてきているにもかかわらず、その施策等には三カ国間で多くの隔りがある、と確認された。

今後の取組

- 環境に配慮した製品・サービスの普及促進について、国等の公的機関による取組を質と量の両面から拡充し、市場に与えるインセンティブをより大きなものとしていくために、市場において大きな位置を占める国等による取組を拡大する。また、地方自治体向けのガイドラインを作成し、モデル事業を実施することにより、地方公共団体への取組の促進を図る。さらには、日中韓円卓会議で提案されている環境ラベルの調和化の検討を踏まえ、各国のグリーン購入の基準の調査を行うとともに、世界的なグリーン購入を推進するために、基準の調和化のための課題の整理・検討を行う。
- 環境ビジネスの市場規模及び雇用規模について引き続き調査し、環境ビジネス振興のための具体的施策について検討していく。また、日中韓環境産業円卓会議において、大企業における取引先中小企業に対する環境マネジメントについて引き続き議論を続けるとともに、三カ国の状況を踏まえ、中小企業のための環境マネジメントのあり方について検討する。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1		環境ビジネスの市場規模及び雇用規模を平成 9 年度比でそれぞれ 2 倍にする。					
指標の名称		環境ビジネスの市場規模 環境ビジネスの雇用規模					
指標年度・単位		単位	H9 年度	H12 年度	H16 年度	目標値	H22 年度
指標		兆円	約 25	約 30	約 37		約 50
		万人	約 70	約 77	約 96		約 140
目標を設定した根拠等		基準年	平成 9 年度	基準年の値	約 25 兆円	約 70 万人	
		根拠等	循環型社会推進基本計画における循環型社会ビジネス市場の目標に準じた。				
達成状況		○平成 12 年度現在の市場規模は約 30 兆円、雇用規模は約 77 万人(平成 14 年度調査)であったものが、平成 16 年度現在では、市場規模が約 37 兆円、雇用規模が約 96 万人(平成 17 年度調査)に増加しており、環境ビジネスの市場規模及び雇用規模は着実に拡大している。					

下位目標 2			国及び地方公共団体におけるグリーン購入の推進、 グリーン購入地域ネットワークの構築、 環境ラベル等の環境配慮型製品に関する情報提供、 LCA(ライフサイクルアセスメント)手法の検討・確立の推進による一般消費者に対するグリーン購入の普及・啓発を図るとともに、民間においてもグリーン購入の取組の一層の拡大を目指す。					
指標の名称			地方公共団体等におけるグリーン購入実施率 ア. 地方公共団体 イ. 上場企業 ウ. 非上場企業					
指標年度・単位			単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H22 年度
指標		ア イ ウ	%	38.4	41.5	44.2		100
				29.4	64.7	調査中(H18.9)		約 50
				21.7	51.5	調査中(H18.9)		約 30
目標を設定した 根拠等			基準年	H13 年度	基準年の値	ア. 23.6	イ. 15.3	ウ. 11.8
			根拠等	循環型社会形成推進基本計画				
達成状況			○ 地方公共団体においては、平成 13 年度の 23.6%から平成 17 年度の 44.2%へと増加。上場企業においては平成 13 年の 15.3%から平成 16 年の 64.7%へと増加、非上場企業においては平成 13 年の 11.8%から平成 16 年の 51.5%へと増加しており、グリーン購入の動きが着実に進展している。 ○ 環境ラベル等データベースの情報の更新・追加を行った。 ○ 消費者の商品選択において容易に CO ₂ 排出量が把握出来るデータベースを作成し、試験運用した。					

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

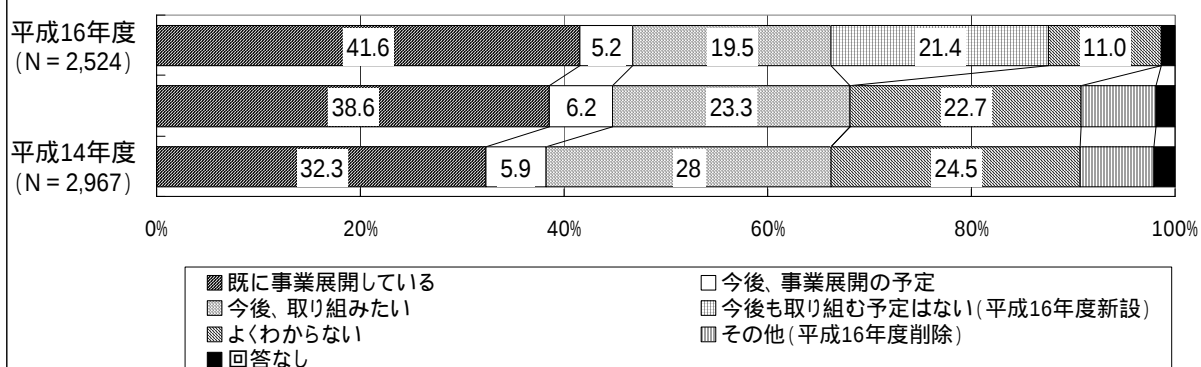
【必要性】

- 環境に配慮した製品・サービスの普及促進について、環境配慮型製品等の普及を図るためには、各主体が環境配慮型製品等に対する認識を共有することが第一に必要である。その上で消費者は環境配慮型製品の選択に努め、事業者はその選択を促すための製品の環境情報を消費者に提供し、事業者自身が環境に配慮した製品やサービスを積極的に購入することが求められる。国はこのような情報の受発信が適切に行われるように、環境物品等の情報収集・整理を行うとともに、国内市場に大きな影響力を有する購入主体として、環境物品等の調達を推進することによりこれらの需要の拡大を図る必要がある。
- 環境ビジネスの振興について、今日の環境問題を解決し、持続可能な社会経済を実現するためには、環境保全に資する技術・製品・サービス等を提供する環境ビジネスの推奨が重要である。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」にある「経済活性化戦略」の中でも、環境産業が活性化することにより、民間の技術・製品開発の活性化、新たなビジネスモデルの形成、新規需要や雇用の創出が図られ、それによって経済社会システムの抜本的改革の牽引的役割を果たすとされている。また、同基本方針 2003 において積極的に推進することが求められている「530 万人雇用創出プログラム」においても、「環境サービス分野」が大きな柱の一つとして挙げられている。
- このように、本施策は、民間での自主的な取組を促進するために、国全体として共通に活用しうる施策を企画立案するものであり、公共性が高く、特に国が担うべき施策である。

【有効性】

- 環境に配慮した製品・サービスの普及促進について、全国 2,240 の地方公共団体を対象としてアンケート調査を実施したところ、地方公共団体全体での取組状況については、平成 13 年度の 23.6%から平成 17 年度の 44.2%へと増加しているものの、町村での取組は 23.7%と遅れている。また、事業者については、上場企業は平成 13 年の 15.3%から平成 16 年の 64.7%へと増加、非上場企業は平成 13 年の 11.8%から平成 16 年の 51.5%へと増加するなど、取組が着実に進展している。
環境物品等の市場形成状況については、例えばコピー用紙における特定調達物品の占有率が、平成 12 年の 11.6%から平成 16 年の 33.5%へと約 3 倍に増加するなど、環境物品等の市場の拡大は着実に進展している。
- 環境ビジネスの振興について、平成 12 年度現在の市場規模は約 30 兆円、雇用規模が約 77 万人（平成 14 年度調査）であったものが、平成 16 年度現在で、市場規模が約 37 兆円、雇用規模が約 96 万人（平成 17 年度調査）に増加している。
環境ビジネスについて既に事業展開をしている（予定がある）、またはサービス・商品等の提供を行っている（予定がある）とした企業は、あわせて平成 14 年度の 38.2%から平成 16 年度には 46.8%に増加しており、事業者における環境ビジネスへの関心も着実に高まりつつある。

< 図：環境ビジネスの位置付け >



【効率性】

- 環境に配慮した製品・サービスの普及促進について、環境への配慮に関して意識の高い一部の事業者や消費者がグリーン購入に取り組んでいるものの、社会全体での取組は十分とは言えない。このような状況において、経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国が、環境物品等を率先して購入することは、市場規模の拡大など、その波及効果が市場にもたらされるとともに、その取組が地方公共団体や民間部門へ普及する呼び水となるものであり、効率的な手法である。
- 環境ビジネスの振興について、下位目標 1 の指標 にあるとおり、環境ビジネスの市場規模については、今後とも拡大することが期待される。このような状況において、本施策は規制等ではなく、情報提供、基盤整備等の施策の展開を通じて、企業の自主的な取組を促し、環境産業を活性化することにより、持続可能な社会の構築を目指すとともに、我が国の経済活性化、さらには雇用の創出にも資するものである。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

- 目標及び下位目標において、より分かりやすくするため見直しを図った。

< 内閣としての重要施策等 >

-

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額（千円）	H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	環境と経済の統合に関する調査検討経費	11,690	23,190	↑
2	国等におけるグリーン購入推進等経費	30,672	34,193	↑
	製品対策推進経費	38,725	28,613	↑
	事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素排出自主管理促進事業 （再掲： -1-(1)）	-	-	×

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
2-	消費者が商品を選択する際、容易に CO ₂ 排出量が把握出来るデータベースを作成し、試験運用を開始するため、特別会計による事業は、予定どおり終了する。	左記のデータベースについては、今後は 2- 国等におけるグリーン購入推進等経費の中で運営・拡充を図っていく予定である。

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 4 - (2) 環境保全型産業活動の促進	下位目標 1
指標名	環境ビジネスの市場規模 環境ビジネスの雇用規模	
指標の解説	OECD の環境ビジネスの分類に基づき、わが国の環境ビジネスの市場規模について算出したもの OECD の環境ビジネスの分類に基づき、わが国の環境ビジネスの雇用規模について算出したもの	
評価に用いた 資料等	「平成 17 年度環境と経済の統合のための産業活動のグリーン化促進に関する調査検討業務」報告書	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 4 - (2) 環境保全型産業活動の促進	下位目標 2
指標名	地方公共団体等におけるグリーン購入実施率	
指標の解説	地方公共団体、上場企業、非上場企業におけるグリーン購入の組織的な実施状況をアンケート調査により把握した割合	
評価に用いた 資料等	○環境省「グリーン購入に関するアンケート調査」(平成 18 年 3 月公表) ○環境省「平成 17 年度環境にやさしい企業行動調査」(平成 17 年 9 月公表)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	市町村合併
-------------------	-------